

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年2月20日提出
【計算期間】	第6特定期間（自 平成20年5月21日 至 平成20年11月20日）
【ファンド名】	日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-01
【発行者名】	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼 C E O デビッド・ジャン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治生命館6階
【事務連絡者氏名】	石井 泉
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治生命館6階
【電話番号】	03（5288）6467
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンド「日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-01」は、主として「メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド」（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券への投資を通じて債券への投資を行うとともに、為替オーバーレイ運用を行うことにより、信託財産の長期的な成長を目指すことを目的として運用を行います。

発行価額の総額は1,000億円を上限とします。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は、下記の表のとおりです。

（注）社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分の詳細については、同協会ホームページをご覧ください。

<http://www.toushin.or.jp/>

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
追加型投信	海外	不動産投信	MRF	特殊型
	内外	その他資産 ()	ETF	
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

* 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。

* 内外：目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

* 債券：目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			日経225	ブル・ベア型
	年2回	日本				
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (部分 ヘッジ)	TOPIX	条件付運用型
	年6回 (隔月)	欧州				
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア			その他 ()	絶対収益 追求型
	日々	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
その他資産 (投資信託証券)	その他 ()	中南米 アフリカ				

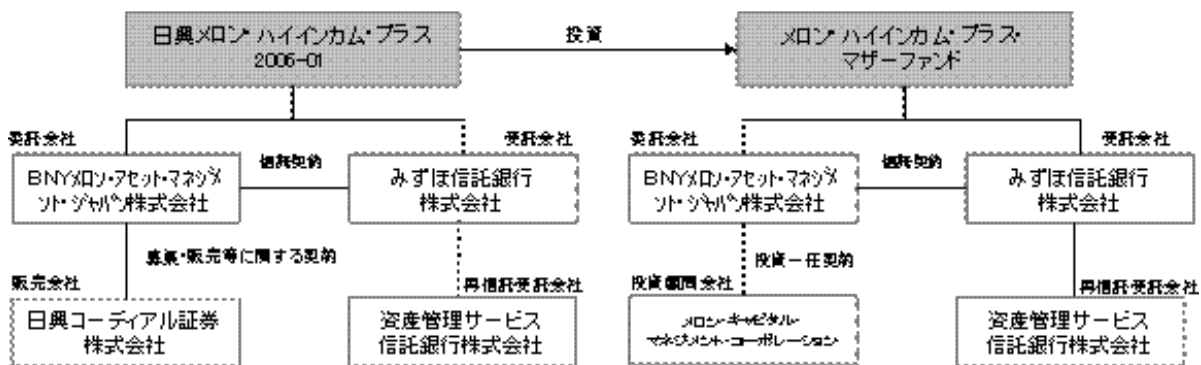
(債券、通貨)	中近東 (中 東)				その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変動型	エマージン グ				

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

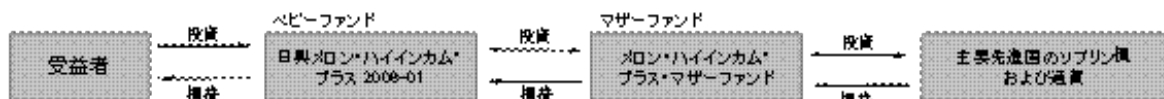
- * その他資産（投資信託証券（債券、通貨））：目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として債券、通貨へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。
- * 年4回：目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
- * グローバル：目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産（日本を含む。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- * ファミリーファンド：目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
- * 為替ヘッジあり：目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

ファンドの特色 ファンド・ストラクチャー

単位型公社債投資信託(円建)



ファンドは、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンド「日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-01」とし、その資金をマザーファンド「メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド」に投資して、その実質的な運用を行う、ファミリーファンド方式で運用することを基本とします。



(注) メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンドの運用においては、主要先進国のリブレイン債、通貨の他、通貨先渡し取引等が用いられます。

ファンドの特徴

相対的に高い金利水準にある主要先進国のソブリン債に投資を行います。

主要先進国のソブリン債を投資対象とし、相対的に高い金利水準にある国に集中的に投資することで、安定的に高い利子収益の獲得を目指します。

為替リスクをオーバーレイ戦略によってアクティブにヘッジします。

投資する外貨建て債券が被る為替リスクについて、アクティブにヘッジを行うオーバーレイ・ポートフォリオを組み合わせます。為替ヘッジによってリスクの低減を図りつつ、積極的に超過リターンの獲得を目指します。

四半期毎の安定した収益の分配を行うことを目指します。

主として原債券ポートフォリオの利子収益を分配原資とし、四半期毎に安定的な収益の分配を目指します。

運用はメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションが担当します。

運用は米国最大級の金融グループであるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの一員で、債券および為替オーバーレイ戦略で定評のあるメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション(以下「メロン・キャピタル社」といいます。)が担当します。

ファンドの投資目的

日興メロン・ハインカム・プラス 2006-01

高金利債券の投資メリットを享受しつつ、為替リスクについてアクティブにヘッジすることで、高いリターン水準を維持しつつ、リスクの低減を図ります。
本ファンドが投資するマザーファンドは、それぞれの目的により、原債券ポートフォリオ、オーバーレイ・ポートフォリオから構成されます。

原債券ポートフォリオ

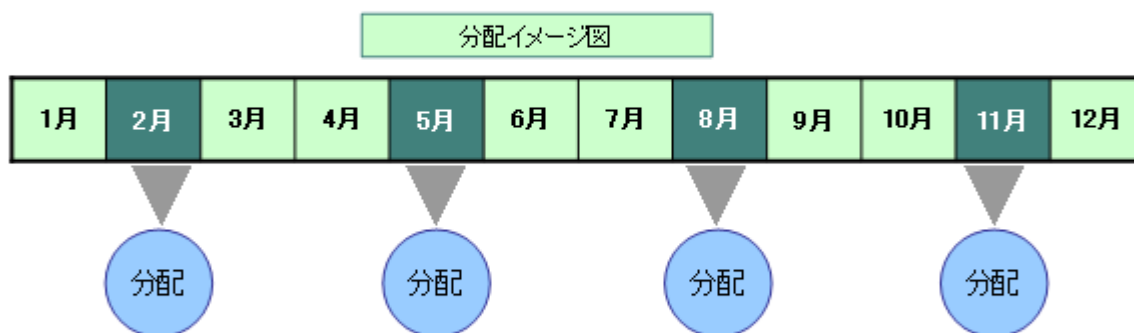
高い格付け水準にある主要先進国のうち、相対的に高い金利水準にあるソブリン債に投資を行います。
安定的に高い利子収益を獲得する事を目指します。

オーバーレイ・ポートフォリオ

原債券ポートフォリオの投資対象国(ユニバース)の為替フォワード契約を投資対象とします。
ファンド全体の為替リスクについては目標リスク(年率標準偏差4%程度)に抑え、リターンの最大化を図ります。

ファンドの 分配方針

- ・原則として四半期毎に安定的に収益分配を行うことを目指します。
- ・組入れ債券の利子収益等を主な分配原資として、毎決算時に分配を行うことを目指します。
- ・基準価額が当初元本(1口当たり1万円)を下回っている場合においても、分配を行う場合があります。
- ・決算日は毎年2月、5月、8月および11月の各20日(休業日の場合は翌営業日)です。



- ・分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- ・投資成果は当ファンドの基準価額の水準によって大きく変動します。したがって、資料中の想定ポートフォリオの平均利回りなどの数値は過去のものであり、当ファンドの将来の運用成果等を約束するものではありません。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-01）とし、その資金をマザーファンド（メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。

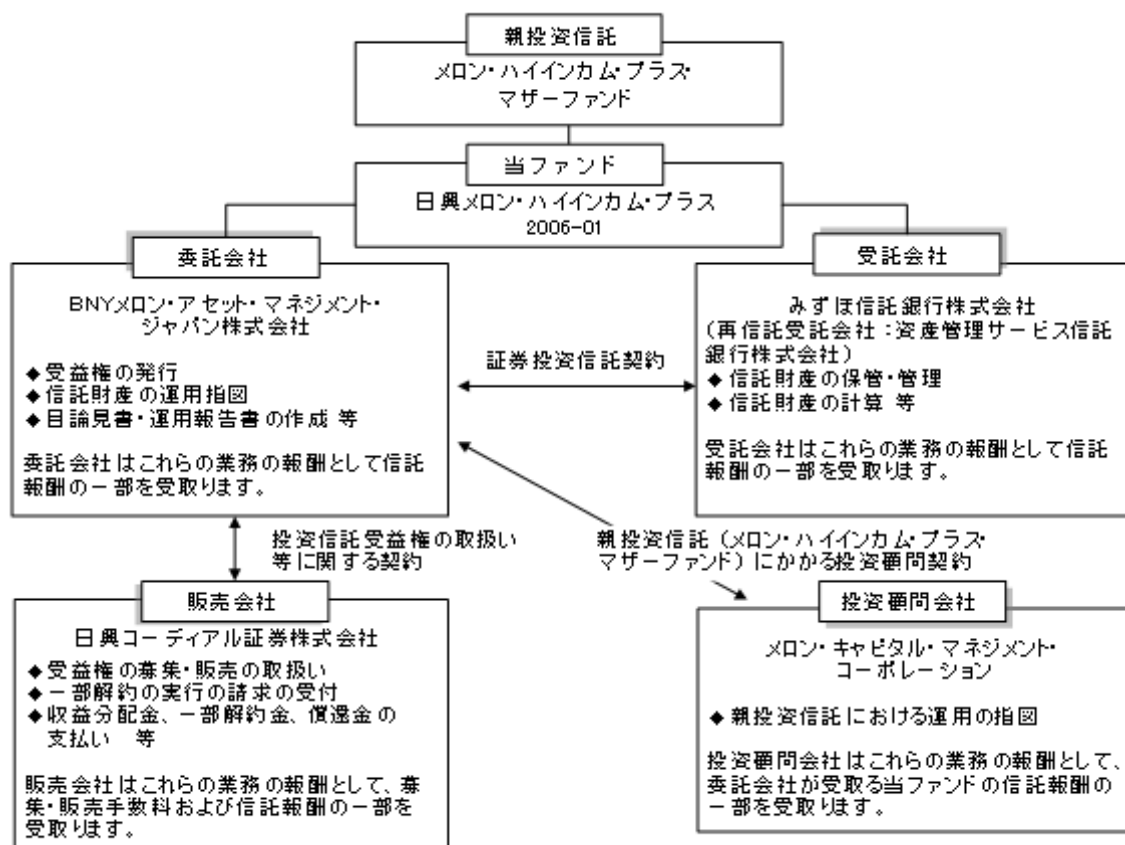
ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、マザーファンドの投資成果はベビーファンドに反映されます。

ファンドの関係法人

当ファンドの関係法人とその名称、関係業務および運営の仕組みは、次のとおりです。

- a. B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「委託会社」）
当ファンドの委託会社として、当ファンドの受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- b. メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション（「投資顧問会社」または「メロン・キャピタル社」といいます。）
マザーファンドの運用に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行います。
- c. 日興コーディアル証券株式会社（「販売会社」）
当ファンドの販売会社として、当ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・一部解約金・償還金等の支払い等を行います。
- d. みずほ信託銀行株式会社（「受託会社」）
（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）
当ファンドの受託会社として、当ファンドの信託財産の保管・管理、信託財産に関する計算等を行います。

ファンドの関係法人



委託会社の概況

a. 資本金の額（平成21年1月末現在）

7億9,500万円

b. 委託会社の沿革

- 平成10年11月 6日 ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
- 平成10年11月30日 投資顧問業者の登録 関東財務局長 第828号
- 平成11年12月 9日 投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第21号
- 平成12年 1月 1日 会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
- 平成12年 5月18日 証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第28号
- 平成13年10月 1日 会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更
- 平成19年 9月30日 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第406号
- 平成19年11月 1日 会社名をB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

c. 大株主の状況（平成21年1月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
B N Yメロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド	英国 EC4V 4LA ロンドン、 クィーンビクトリアストリート 160、ザ・バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン・センター	15,900株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指すことを目的として運用を行うことを基本とします。

運用方法

a．投資対象

主として「メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

b．投資態度

1. 主として、マザーファンドの受益証券に投資をし、信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
2. 実質外貨建資産については、原則としてヘッジを行い、為替水準の変動による基準価額の変動を低減させることを目指します。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、または有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
4. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
5. 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

（参考）マザーファンドの投資方針の概要

基本方針

この投資信託は、債券への投資を行うとともに、為替オーバーレイ運用を行い、積極的に信託財産の成長を目指します。

運用方法

a．投資対象

世界主要先進国の公共債券を主要投資対象とします。

b．投資態度

1. 主として、世界主要先進国の政府機関債券、国際機関債券、国債および短期金融商品等への投資を行います。
2. 為替オーバーレイ運用に関しては、Citigroup World Government Bond Index（以下「Citigroup WGBI」といいます。）を構成する通貨およびニュージーランドの通貨の先渡取引を用います。
3. 外貨建資産については、原則としてヘッジを行い、為替水準の変動による基準価額の変動を低減させることを目指します。
4. 信託財産の効率的な運用に資するため、または有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
5. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
6. 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合もあります。

（2）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券を除きます。）

- ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に規定するものに限り、）
- 八．金銭債権
- 二．約束手形
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
- イ．為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．国債証券
 - 2．地方債証券
 - 3．特別の法律により法人の発行する債券
 - 4．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものを含みます。）に限り、）
 - 5．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 6．コマーシャル・ペーパー
 - 7．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から6.の証券または証書の性質を有するもの
 - 8．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 9．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り、）
 - 10．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 11．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 12．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
 - 13．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 14．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 15．外国の者に対する権利で上記14.の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1.から5.までの証券および7.の証券または証書のうち、1.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

金融商品による例外的な運用指図

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（参考情報）マザーファンドの投資対象

投資対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産
 - イ. 有価証券（株券、出資証券ならびにこれらと同等の性質を有する証券を除きます。）
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、マザーファンドの信託約款に規定するものに限りません。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社（運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券
 2. 地方債証券
 3. 特別の法律により法人の発行する債券
 4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものを含みます。）に限りません。）
 5. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 6. コマーシャル・ペーパー
 7. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から6.の証券または証書の性質を有するもの
 8. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 9. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りません。）
 10. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 11. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 14. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 15. 外国の者に対する権利で上記14.の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1.から5.までの証券および7.の証券または証書のうち、1.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

金融商品による例外的な運用指図

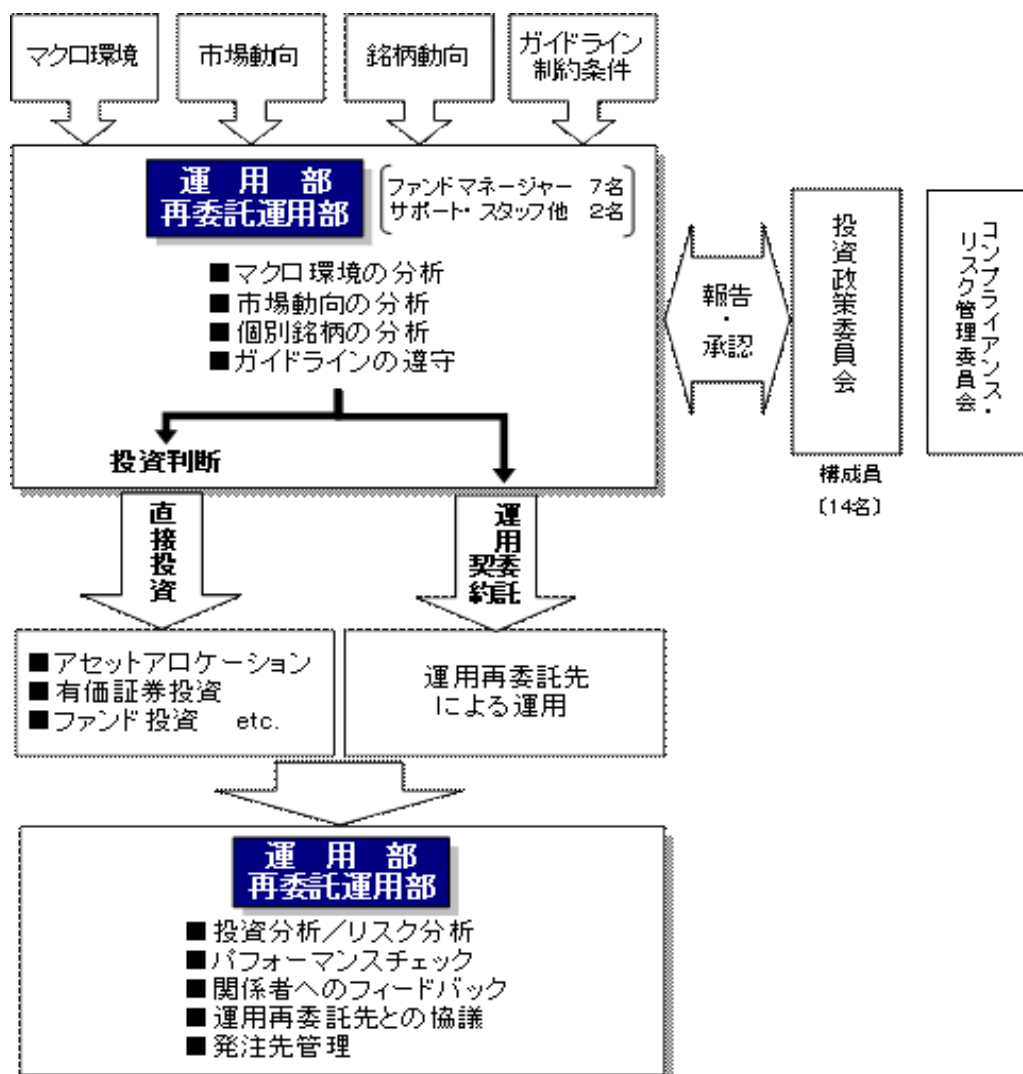
上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制

- ・ 原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、運用委託契約、ファンドの投資基本方針、投資対象および投資制限に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
- ・ 同委員会では、併せて運用にかかる法令および運用ガイドライン等の遵守・違反発生状況、改善後の状況等がコンプライアンス・オフィサーより報告され、必要に応じて関係部署に対し改善指示を行います。

(後記「3 投資リスク」の「(2) リスク管理体制」と併せてご参照ください。)



- 運用部および再委託運用部では、マクロ景気動向、各資産の市場動向、個別銘柄の動向に関して調査、分析を行い、これらをもとに投資を行い、また、運用再委託先の評価を行います。
- 投資信託に対する投資を行う場合は、ポートフォリオ全体から見た投資の適切性および投資信託の相対的な優位性等を検討した上で、これを実施します。
- 投資および運用再委託先の運用モニタリングにおいて、運用ガイドラインの遵守状況、また、これに定められた制約条件に沿った運用が確行されていることを確認します。

- d. 運用計画、発注先の評価、その他運用に関し付議すべき事項に関しては、投資政策委員会に付議され、運用実績、ガイドラインの遵守状況、ファンド運営に関する過誤の有無、発注実績等については、報告事項として投資政策委員会で報告されます。また、これらについてのコンプライアンス上の事項に関しては、コンプライアンス・リスク管理委員会に付議され、あるいは報告されません。
- e. 運用部では、運用の結果である、運用実績、ポートフォリオの状況等についてモニタリングを実施し、評価、評価レポートの作成および運用再委託先との協議、発注状況の管理等を実施します。
- f. 運用再委託先または必要に応じてファンドの運用者に対するデューデリジェンスを定期的に変更します。

社内規程

以下の規程等に基づき運営しております。

- ・「投資政策委員会」運営規程
- ・コンプライアンス・リスク管理委員会規程
- ・ファンド・マネージャーサービス規程
- ・運用の再委託等についての規程
- ・投資信託財産として有する株式に係る議決権の行使に関する規程

受託銀行に関する管理体制について

信託財産の管理業務の遂行能力として、受託銀行の信託事務の正確性・迅速性、システム対応力等を総合的に検証し、定期的な資産残高照合等を通じて業務が適切に遂行されているかの確認を行います。また、内部統制報告書を定期的に入手し、報告を受けています。

（注）上記の運用体制は平成21年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

メロン・キャピタル社の運用体制

当ファンドの実質的運用はマザーファンドにて行います。そのマザーファンドの運用は、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた「メロン・キャピタル社」が行います。

a. 投資プロセス

原債券ポートフォリオの国別配分及びデュレーション戦略について

国別配分

主要先進国のソブリン債を投資対象とし、相対的に高い金利水準にある国に集中的に投資することで、安定的に高い利子収益の獲得を目指します。債券の国別配分については、各国のヘッジなしのベースの利回りの水準をベースに長期の円ヘッジ・コストを勘案します。円ヘッジ・コストについては予想インフレ率（CPIベース）、長期実質金利の水準を下に、メロン・キャピタル社が独自に計算を行います。

デュレーション戦略

デュレーションの水準を定めるに際しては、メロン・キャピタル社のイールド・カーブ・モデルに基づき、長期金利の水準が割高であると判断される際には、デュレーションを短く、逆に長期金利の水準が割安な水準であると判断される場合においてはデュレーションを長くします。

オーバーレイ・ポートフォリオ

原債券ポートフォリオの為替エクスポージャーをヘッジしつつ、推定した期待リターンをベースにアクティブなオーバーレイ・ポートフォリオを構築します。投資対象は原債券ポートフォリオと同様、主要先進国の11通貨とし、アクティブにヘッジを行うことで超過収益の獲得を目指します。通貨配分を決定するに際しては、実質金利および購買力平価から見た割安度より、各国の通貨の期待リターンを推定します。各通貨のリスクを推定し、ファンド全体の為替エクスポージャーによるリスクを4%程度に抑えるようアロケーションの最適化を図ります。

b. 運用基本スタンス

マザーファンドの運用戦略は正当な投資理論に基づき、コスト効率性が高い完成度が高い定量アクティブ運用手法に基づいたものです。当運用戦略は1990年に開発されたグローバル・タクティカル・アセット・アロケーション（以下、GTAA）戦略から、アクティブ債券戦略及び通貨戦略を抽出したものです。GTAA戦略は市場環境が大きく変わる中、着実に安定的なパフォーマンスを上げてきました。メロン・キャピタル社が米国における定量運用の先駆者として長きにわたって築いた運用プロセスの完成度の高さが付加価値の源泉であり、それは過去のパフォーマンスの実績にも示されています。

当社開発の計量モデルの強みは投資理論に厳格に即したものであること、そしてそのインプットデータの高さにあります。当社モデルは将来の期待リターン、リスク及び相関性の推定によるもので、特定の経済要因の過去の関係に基づく経験主義的なものと異なります。

メロン・キャピタル社は常に各投資戦略の有効性を検証しており、定量モデルの改善と洗練につとめ、更なる超過収益の付加を求めています。

（注）上記の運用体制は平成21年1月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（4）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（毎年2月、5月、8月および11月の各20日。（休業日の場合は翌営業日））に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

- a．分配対象額の範囲は、元本超過額または経費控除後の利子等収益額のいずれか多い額とします。
- b．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- c．収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います

収益分配金の交付

- a．毎計算期間終了日（決算日）後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目までとします。）から受益者に支払います。
- b．支払いは、販売会社において行います。
- c．受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、お支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。

（5）【投資制限】

当ファンドの信託約款に定める投資制限

- a．投資信託証券への投資割合
マザーファンドの受益証券の投資割合には制限を設けません。
- b．株式への投資制限
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は行いません。
- c．外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

信託約款上のその他の投資制限

- a．先物取引等の運用指図・範囲
 - 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イならびに第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロならびに第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハならびに第4号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国におけるこ

これらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所におけるこの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

なお、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。

b. スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

c. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。）を取決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ

取引の現実のスワップ幅を差引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

d．有価証券の貸付の指図および範囲

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記2．に定める範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
- 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 3．上記2．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 4．委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

e．公社債の空売りの指図範囲

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2．上記1．の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、上記2．の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

f．公社債の借入れ

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- 2．上記の1．指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、上記2．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4．上記1．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

g．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

h．外国為替予約の運用指図

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- 2．上記1．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額およびマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額のうち信託財産に属するとみなした額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3．上記2．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものと

します。

4. 上記1. および2. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- i. 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図
委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。
- j. 再投資の指図
委託会社は、上記 i. の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。
- k. 受託会社による資金の立替え
 1. 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
 3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

その他法令上の投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、あらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。（金融商品取引業等に関する内閣府令）

（参考情報）マザーファンドの投資制限

マザーファンドの信託約款に定める投資制限

- a. 株式への投資割合
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は行いません。
- b. 外貨建資産への投資制限
外貨建資産の投資割合には、制限を設けません。

マザーファンドの信託約款上のその他の投資制限

- a. 先物取引等の運用指図・範囲
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イならびに第4号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロならびに第4号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハならびに第4号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 2. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかるオプション取引ならびに外国の取引所におけるこの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の運用指図・目的・範囲
 1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指

図をすることができます。

2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的・範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- d. 有価証券の貸付の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を下記2. に定める範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 3. 上記2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 4. 委託会社は、公社債の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- e. 公社債の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- f. 公社債の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
 2. 上記の1. 指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- g. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

h. 外国為替予約の運用指図

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

i. 有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

j. 再投資の指図

委託会社は、上記 i. の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

k. 受託会社による資金の立替え

1. 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
2. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
3. 上記1. および2. の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議により、そのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスクおよび留意点

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、債券への投資を行うとともに、為替オーバーレイ運用を行いますので、組入れた有価証券の値動き（外貨建資産には為替変動もあります。）により、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

価格変動リスク

債券の価格動向は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、債券の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

金利変動リスク

公社債等は、市場金利の変動により価格が変動します。一般に金利低下時には価格が上昇し、逆に金利上昇時には価格が下落する傾向があります。ただし、その価格変動は、残存期間・発行の条件等により異なります。

信用リスク

公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。発行体に経営不安、デフォルト（利払い・元本返済の不履行または遅延等）が生じた場合、またはそれらが予想される場合には、公社債等の価格が下落するリスクがあります。

流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。流動性リスクが小さい資産とは、注文執行後、希望価格で売却可能な資産のことをいいます。例えば、保有公社債の売却

を行う場合、市況動向や出来高などの状況、あるいはファンドの解約金額によっては、組入公社債を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが生じる場合があります、基準価額の変動要因となります。

為替変動リスク

為替変動リスクは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクのことをいいます。外貨建資産を保有する場合、当該通貨と円の為替変動の影響を受け、外貨建資産の価額が損失を生じることがあります。一般に当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。当ファンドは為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジにはヘッジコストがかかります。ヘッジコストとは、ヘッジする通貨の金利と円の金利との差に相当しますが、円の金利の方が低い場合には、このヘッジコストの分だけ収益が低下することになります。

デリバティブ取引のリスク

当ファンドおよびマザーファンドは、債券、金利および通貨関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性や流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。実際の価格変動が見通しと異なった場合に、ファンドが損失を被るリスクを伴います。

デリバティブ取引の相手方に対する信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドは、デリバティブ取引を行うことがありますが、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。その際、他の相手方と同等のポジションを再構築するため、コストがかかり、ファンドが損失を被るリスクを伴います。

ブローカーの信用リスク

当ファンドおよびマザーファンドの資産のなかで、取引の証拠金やプレミアム等を表す現金またはその他の資産は、先物ブローカーで保管されることがあります。当ファンドおよびマザーファンドの資産の全部または一部が保管されているブローカーの債務不履行によって、当ファンドおよびマザーファンドの資産の一部または相当の額が失われることがあります。

当ファンド以外の投資運用を行うことによるリスク

投資顧問会社および委託会社は、当ファンドおよびマザーファンド以外にも金銭信託または他の投資信託等の運用を担っており、当該金銭信託または他の投資信託で行う売買ならびに先物取引等が、その結果として当ファンドの利益に反することがあります。

資産規模にかかる留意点

当ファンドおよびマザーファンドの資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

収益分配方針にかかる留意点

当ファンドは、計算期末に基準価額水準に応じて、信託約款（運用の基本方針）に定める収益分配方針により分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配が行われないこともあります。

受託会社の信用力にかかる留意点

受託会社の格付け低下、その他の事由によりその信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削除される可能性があり、為替ヘッジその他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、その場合には為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項にしたがい、すでに締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

内包されるレバレッジ

当ファンドおよびマザーファンドは、投資目的の資金借入は行いません。しかし、ヘッジ目的のために取引される先物取引等は、相対的に少ない証拠金で取引することが可能なことからレバレッジを内包している取引形態です。

受託会社の辞任および解任に伴う委託会社の免責にかかる留意点

受託会社は、委託会社の承諾を受けて当ファンドの受託会社の任務を辞任することができます。受託会社とその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社

は、新受託会社の選任についての判断を誠実にを行うよう努めますが、かかる判断の結果選任された新受託会社が倒産等により、信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は、今後変更される可能性もあります。

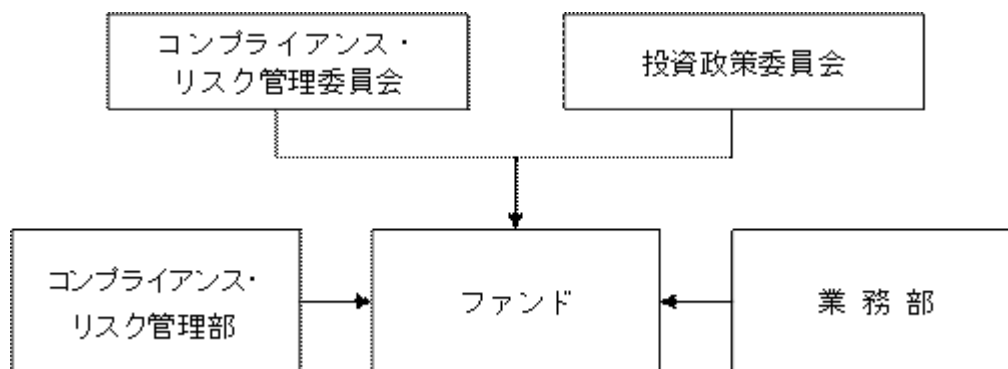
その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いは、すべて販売会社を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制

当社のファンドの運用におけるリスク管理については、以下のとおり運用部門から独立した組織体制で行っています。



コンプライアンス・リスク管理委員会	原則毎月1回開催し、法令および内部規則の遵守状況の確認等を行います。
投資政策委員会	原則毎月2回開催し、運用計画案の審議、運用実績の評価、法令および内部規則の遵守状況の確認等を行います。
業務部	有価証券の売買発注が最良執行（金融機関または第一種金融商品取引業者等の取引執行能力や手数料を勘案、受託者責任の観点から総取引コストが最小になるよう努めること）の観点から立って行われているかどうかの確認等を行います。
コンプライアンス・リスク管理部	定期的なモニタリングおよび日常の指導・監督を通じ、法令等に関する違反発生を未然に防止し、厳正な遵法態勢の確立・維持に努めます。

（注）上記の管理体制は平成21年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

平成17年12月2日～平成18年1月31日までの募集期間中において、当ファンドの募集の取扱が行われました。その申込手数料は、1口当たり105円（税抜100円）を上限として販売会社が独自に定める額でした。申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」または「税」ということがあります。）に相当する金額は、申込金額（1万円×申込口数）の中に含まれて

います。ただし、5万口以上のお申込みの場合、取得申込総口数に応じて1口当たり以下の手数料を返戻しております。

取得申込口数	1口当たりの返戻金
5万口以上10万口未満の場合	26円25銭（税込）
10万口以上の場合	52円50銭（税込）

申込手数料に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

信託財産留保額はありませぬ。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬は、信託期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.0%（税込）の率を乗じて得た金額とし、信託財産の費用として計上されます。

信託報酬および信託報酬にかかる消費税等に相当する金額は、毎計算期末、信託契約の一部解約（一部解約における信託報酬は、当該一部解約にかかる受益権口数に対応する金額に限ります。）

または信託終了のときに、信託財産中から支払います。

信託報酬の配分は、以下のとおりです。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	年率0.55%	年率0.42%（税込）	年率0.03%
100億円超 200億円以下の部分	年率0.45%	年率0.52%（税込）	年率0.03%
200億円超 の部分	年率0.50%	年率0.47%（税込）	年率0.03%

販売会社の報酬には、消費税等相当額が含まれております。

なお、税率が変更となった場合等には、上記内容が変更されることがあります。

委託会社の受取る報酬には、「メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド」における投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行いません。

投資顧問会社が受取る投資顧問報酬は、信託財産に属する当該マザーファンドの受益証券の時価総額に、当該マザーファンドの信託財産の純資産総額に応じて以下に定める率を乗じて得た金額とします。

マザーファンドの純資産総額	率
200億円以下の部分	年率0.375%
200億円超の部分	年率0.3375%

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用および当ファンドの借入金利息。

外貨建資産の保管費用。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は受益者の負担とし、信託財産の純資産総額に対し年率0.00525%（税抜0.005%）を乗じて得た金額（ただし、上記の額が年間63万円（税抜60万円）未満の場合は年間63万円（税抜60万円）を下限とし、年間189万円（税抜180万円）を超える場合は年間189万円（税抜180万円）を上限とします。）とし、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期末および信託終了の時に信託財産中から支払われます。

その他の手数料等については、資産規模および運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示するこ

とができません。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(5) 【課税上の取扱い】

投資信託の課税については、以下のような取扱いとなります。

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

収益分配時

収益分配金に対して、一律20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

解約時

解約価額の元本超過額に対して、一律20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

償還時

償還価額の元本超過額に対して、一律20%（所得税15%、地方税5%）の源泉分離課税となります。

益金不算入制度は適用されません。

なお、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。課税上の取扱い等については、税務専門家に相談することをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

（平成20年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	150,060,671	100.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		234,979	0.16
合計（純資産総額）		149,825,692	100.00

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

<参考情報>メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド

（平成20年12月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	イギリス	808,012,324	21.63
	ノルウェー	530,242,435	14.19
	デンマーク	586,967,063	15.71
	小計	1,925,221,822	51.53
特殊債券	ドイツ	70,638,867	1.89
	オーストラリア	445,348,054	11.92
	ニュージーランド	607,228,544	16.25
	小計	1,123,215,465	30.06
その他有価証券	オーストラリア	186,757,090	5.00
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		500,816,992	13.41
合計（純資産総額）		3,736,011,369	100.00

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成20年12月30日現在）

順位	銘柄名	国/地域	種類	数量	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	166,143,348	1.0062	167,173,437	0.9032	150,060,671	100.16

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（平成20年12月30日現在）

種類	投資比率（%）
----	---------

親投資信託受益証券	100.16
合計	100.16

（注）投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考情報>メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

（平成20年12月30日現在）

銘柄名	利率 (%)	償還期限	国/地域	種類	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
8.0% UKT	8	2021/6/7	イギリス	国債証券	1,560,000	18,080.61	282,057,667	19,152.72	298,782,491	8.00
5.5% NGB 0509	5.5	2009/5/15	ノルウェー	国債証券	20,870,000	1,292.69	269,786,223	1,293.53	269,959,760	7.23
4% DENMARK-BULLET 11/17	4	2017/11/15	デンマーク	国債証券	11,000,000	1,655.91	182,150,397	1,798.53	197,839,194	5.30
4% DENMARK-BULLET 11/15	4	2015/11/15	デンマーク	国債証券	10,300,000	1,666.74	171,674,467	1,794.85	184,869,994	4.95
5.0% UKT 03/07/18	5	2018/3/7	イギリス	国債証券	1,122,000	13,968.47	156,726,253	15,175.63	170,270,644	4.56
4.75% UKT 09/07/15	4.75	2015/9/7	イギリス	国債証券	1,160,000	13,603.53	157,801,037	14,548.46	168,762,237	4.52
5% DENMARK-BULLET 11/13	5	2013/11/15	デンマーク	国債証券	8,950,000	1,733.51	155,149,273	1,863.35	166,770,095	4.46
6% QUEENSLAND TREA 09/17	6	2017/9/14	オーストラリア	特殊債券	2,300,000	6,711.66	154,368,335	6,766.53	155,630,234	4.17
6% QUEENSLAND TREA 08/13	6	2013/8/14	オーストラリア	特殊債券	2,300,000	6,551.76	150,690,499	6,566.96	151,040,282	4.04
5% TREASURY	5	2025/3/7	イギリス	国債証券	950,000	13,459.39	127,864,289	14,827.82	140,864,382	3.77
6% QUEENSLAND TREA 10/15	6	2015/10/14	オーストラリア	特殊債券	2,000,000	6,639.28	132,785,792	6,670.56	133,411,266	3.57
6.25% IADB 06/16	6.25	2016/6/22	ニュージーランド	特殊債券	2,127,000	5,195.00	110,497,811	5,747.23	122,243,694	3.27
6% KFW 07/15/09	6	2009/7/15	ニュージーランド	特殊債券	2,165,000	5,109.45	110,619,754	5,315.49	115,080,464	3.08
6.5% EUROPEAN INVT 09/14	6.5	2014/9/10	ニュージーランド	特殊債券	2,000,000	5,264.80	105,296,100	5,681.15	113,623,095	3.04
4.5% NORWEGIAN GOV 05/19	4.5	2019/5/22	ノルウェー	国債証券	8,000,000	1,308.99	104,719,586	1,350.82	108,065,889	2.89
6.5% NGB 5/15/13	6.5	2013/5/15	ノルウェー	国債証券	6,590,000	1,413.64	93,158,928	1,463.87	96,469,531	2.58
6.625% RENTENBANK 05/10	6.625	2010/5/27	ドイツ	特殊債券	1,300,000	5,129.68	66,685,946	5,433.75	70,638,867	1.89
5.82% IBRD 05/09	5.82	2009/5/26	ニュージーランド	特殊債券	1,300,000	5,128.63	66,672,223	5,303.58	68,946,640	1.85
6% EIB 07/15/09	6	2009/7/15	ニュージーランド	特殊債券	1,200,000	5,201.99	62,423,961	5,305.53	63,666,423	1.70
NEW SOUTH WALES TREA	-	-	オーストラリア	コマーシャル ペーパー	1,000,000	-	62,340,654	-	62,340,654	1.67
QUEENSLAND TSY CORP	-	-	オーストラリア	コマーシャル ペーパー	1,000,000	-	62,326,967	-	62,326,967	1.67
TREAS CORP OF VICTOR	-	-	オーストラリア	コマーシャル ペーパー	1,000,000	-	62,089,469	-	62,089,469	1.66
6% NGB 05/16/11	6	2011/5/16	ノルウェー	国債証券	4,020,000	1,344.27	54,039,714	1,386.74	55,747,255	1.49
6.5% KFW 11/15/11	6.5	2011/11/15	ニュージーランド	特殊債券	1,000,000	5,284.86	52,848,614	5,565.90	55,659,043	1.49
6% DENMARK-BULLET 11/11	6	2011/11/15	デンマーク	国債証券	2,000,000	1,774.86	35,497,350	1,874.38	37,487,780	1.00
6.125% INTERAMER 07/11	6.125	2011/7/19	ニュージーランド	特殊債券	550,000	4,980.84	27,394,667	5,498.50	30,241,802	0.81
5% TREASURY 09/07/14	5	2014/9/7	イギリス	国債証券	200,000	13,834.24	27,668,480	14,666.28	29,332,570	0.79
6.5% EUROF 10/10	6.5	2010/10/21	ニュージーランド	特殊債券	400,000	5,043.55	20,174,204	5,477.31	21,909,252	0.59

7% CAISSE AMORT 01/30/09	7	2009/1/30	ニュージー ランド	特殊債券	300,000	5,190.49	15,571,472	5,286.04	15,858,131	0.42
6% QUEENSLAND TREA 08/13	6	2013/8/14	オーストラ リア	特殊債券	80,000	6,579.37	5,263,497	6,582.84	5,266,272	0.14

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

種類別投資比率

（平成20年12月30日現在）

種類	投資比率（％）
国債証券	51.53
特殊債券	30.06
コマーシャルペーパー	5.00
合計	86.59

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

為替予約取引

（平成20年12月30日現在）

資産の種類	売建/ 買建	通貨	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
為替予約 取引	買建	米ドル	2,499,000.00	226,401,305	227,009,160	6.08
		カナダドル	3,423,770.00	251,266,029	255,789,856	6.85
		オーストラリアドル	1,948,829.47	119,540,053	121,258,198	3.25
		英ポンド	6,663,141.51	905,536,830	875,585,885	23.44
		ニュージーランドドル	947,516.00	47,635,608	49,450,860	1.32
		スウェーデンクローナ	40,114,742.00	454,239,524	464,929,858	12.44
		ノルウェークローネ	21,646,916.88	285,299,808	277,277,399	7.42
		デンマーククローネ	19,691,296.13	320,850,000	337,705,727	9.04
		ユーロ	1,700,000.00	203,526,447	216,563,000	5.80
	売建	米ドル	4,582,226.00	422,699,675	416,249,409	11.14
		カナダドル	3,930,000.00	290,002,526	293,610,300	7.86
		オーストラリアドル	15,726,743.42	1,048,550,451	980,849,751	26.25
		英ポンド	9,188,641.59	1,375,185,707	1,209,478,728	32.37
		スイスフラン	5,798,738.00	448,950,163	500,199,139	13.39
		ニュージーランドドル	16,241,469.37	927,441,881	853,472,930	22.84
		スウェーデンクローナ	12,249,000.00	142,193,741	141,965,910	3.80
		ノルウェークローネ	53,195,849.69	786,310,600	683,034,708	18.28
		デンマーククローネ	54,025,734.35	928,734,490	926,541,343	24.80
ユーロ	4,811,447.00	576,720,726	612,930,233	16.41		

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）売建の投資比率は、（マイナス）で表示しております。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成20年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産額の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期末	（平成18年 2月20日）	197,552,010	197,992,010	9,878	9,900
第2期末	（平成18年 5月22日）	189,318,253	191,578,253	9,466	9,579
第3期末	（平成18年 8月21日）	190,263,001	192,683,001	9,513	9,634
第4期末	（平成18年11月20日）	190,433,295	192,853,295	9,522	9,643
第5期末	（平成19年 2月20日）	186,395,414	188,655,414	9,320	9,433
第6期末	（平成19年 5月21日）	179,551,151	181,991,151	8,978	9,100

第7期末	(平成19年 8月20日)	176,979,600	179,079,600	8,849	8,954
第8期末	(平成19年11月20日)	170,449,289	172,389,289	8,522	8,619
第9期末	(平成20年 2月20日)	164,860,939	166,560,939	8,243	8,328
第10期末	(平成20年 5月20日)	159,915,670	161,475,670	7,996	8,074
第11期末	(平成20年 8月20日)	158,823,532	160,483,532	7,941	8,024
第12期末	(平成20年11月20日)	149,844,685	151,564,685	7,492	7,578
平成19年12月末日		170,820,525	-	8,541	-
平成20年 1月末日		168,286,188	-	8,414	-
平成20年 2月末日		165,688,478	-	8,284	-
平成20年 3月末日		165,615,282	-	8,281	-
平成20年 4月末日		163,280,121	-	8,164	-
平成20年 5月末日		159,512,633	-	7,976	-
平成20年 6月末日		159,751,933	-	7,988	-
平成20年 7月末日		160,999,363	-	8,050	-
平成20年 8月末日		157,976,302	-	7,899	-
平成20年 9月末日		157,260,918	-	7,863	-
平成20年10月末日		150,113,050	-	7,506	-
平成20年11月末日		150,562,087	-	7,528	-
平成20年12月末日		149,825,692	-	7,491	-

(注) 月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期(平成18年 2月 1日～平成18年 2月20日)	22
第2期(平成18年 2月21日～平成18年 5月22日)	113
第3期(平成18年 5月23日～平成18年 8月21日)	121
第4期(平成18年 8月22日～平成18年11月20日)	121
第5期(平成18年11月21日～平成19年 2月20日)	113
第6期(平成19年 2月21日～平成19年 5月21日)	122
第7期(平成19年 5月22日～平成19年 8月20日)	105
第8期(平成19年 8月21日～平成19年11月20日)	97
第9期(平成19年11月21日～平成20年 2月20日)	85
第10期(平成20年 2月21日～平成20年 5月20日)	78
第11期(平成20年 5月21日～平成20年 8月20日)	83
第12期(平成20年 8月21日～平成20年11月20日)	86

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期(平成18年 2月 1日～平成18年 2月20日)	1.00
第2期(平成18年 2月21日～平成18年 5月22日)	3.03
第3期(平成18年 5月23日～平成18年 8月21日)	1.77
第4期(平成18年 8月22日～平成18年11月20日)	1.37
第5期(平成18年11月21日～平成19年 2月20日)	0.93
第6期(平成19年 2月21日～平成19年 5月21日)	2.36
第7期(平成19年 5月22日～平成19年 8月20日)	0.27
第8期(平成19年 8月21日～平成19年11月20日)	2.60
第9期(平成19年11月21日～平成20年 2月20日)	2.28
第10期(平成20年 2月21日～平成20年 5月20日)	2.05
第11期(平成20年 5月21日～平成20年 8月20日)	0.35
第12期(平成20年 8月21日～平成20年11月20日)	4.57

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成18年 2月 1日 当ファンドの信託契約締結、運用開始

平成19年 1月 4日 投資信託振替制度へ移行

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込期間

平成17年12月2日～平成18年1月31日までの期間に募集が行われており、既に募集は終了しております。

(2) 受益権の申込み

申込みは、1,000口単位です（1口＝1万円）。

申込手数料は、1口当たり105円（税抜100円）を上限として販売会社が独自に定める額でした。申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、申込金額（1万円×申込口数）の中に含まれています。ただし、5万口以上のお申込みの場合、取得申込総口数に応じて1口当たり以下の手数料を返戻しております。

取得申込口数	1口当たりの返戻金
5万口以上10万口未満の場合	26円25銭（税込）
10万口以上の場合	52円50銭（税込）

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金（解約）の受付

1,000口以上1,000口単位をもって、信託期間中の特定日（原則として毎週金曜日とします。ただし、当該金曜日が国内の営業日でない場合、または前営業日がニューヨークの証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日の場合は、特定日は前営業日がニューヨークの証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日にあたらぬ営業日までさかのぼります。）に2営業日前に、信託の一部解約の実行の請求により換金することができます。ただし、特定日の2営業日前の午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに受付けた分をその特定日の申込み分とします。

平成19年1月4日付で、当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

平成19年1月4日以降換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を行うのと同時に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申出を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要となります。

買取請求につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(2) 換金（解約）の手取額

解約価額は、特定日の基準価額とします。

受益者の手取額は、解約価額から、元本超過額に対して所得税および地方税を差引いた金額となります。解約代金は、解約の特定日から起算して4営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。

税法が改正された場合等には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。

(3) 換金（解約）受付の中止

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。その場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求

を受付けたものとして取扱います。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

当ファンドの基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額の算出と公表

当ファンドの基準価額（1口当たり）は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

（委託会社の照会先）

BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

電話番号（代表）03-5288-6431（9：00～17：00 土、日、祝日除く）

ホームページ <http://www.bnymellonam.jp/>

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、平成18年2月1日から平成23年1月31日までとします。ただし、下記（5）その他 ファンドの解約または償還条件等に該当する場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月21日から5月20日まで、5月21日から8月20日まで、8月21日から11月20日まで、および11月21日から翌年2月20日までとします。ただし、第1期の計算期間は、平成18年2月1日から平成18年2月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。最終計算期間の終了日は、上記（3）信託期間もしくは下記（5）その他 ファンドの解約または償還条件等に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの解約または償還条件等

a. 信託契約の解約

1. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10万口を下ることとなった場合には、受託会社と協議のうえ、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
2. 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、上記1. および2. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 上記3. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異

議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

5. 上記4. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記1. および2. の信託契約の解約をしません。
6. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
7. 上記4. から6. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記4. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

b. 監督官庁の命令等による信託契約の解約

委託会社は、次の事由が生じたときは、この信託契約を解約し信託を終了させます。

- ・委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ・委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき
ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は下記 e. に該当する場合を除き、当該委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・受託会社の辞任または解任に際し新受託会社を選任できないとき

信託約款の変更

- a. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託約款を変更します。この際、下記 b. から f. の規定にしたがいます。
- b. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、上記 b. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- d. 上記 c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 上記 d. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記 b. の信託約款の変更をしません。
- f. 委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は上記 b. から f. の規定にしたがい新受託会社を選任します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

その他の契約の変更

a. 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、原則として1年ごとに自動的に更新され、また当事者の合意により変更することができます。

b. 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間の投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- b. 上記 a . の申請のある場合には、上記 a . の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a . の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a . の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

信託業務の委託等

- a. 受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託会社の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- b. 受託会社は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記 a . に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- c. 上記 a . および b . にかかわらず、受託会社は、下記1. から4. までに掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託会社および委託会社が適当と認める者（受託会社の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託会社のみの方針により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託会社が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

運用報告書の作成および交付

委託会社は、毎特定期間（原則として、毎年5月21日から11月20日までおよび11月21日から翌年5月20日まで）終了後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

2 【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金の請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。ただし、収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

収益分配金は、毎計算期間の終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目までとします。）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引換えに受益者にお支払いします。

(2) 償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に依りて委託会社に請求する権利を有します。償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目までとします。）から、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払われます。

(3) 換金（信託の一部解約の実行）請求権

受益者は、信託期間中の特定日（原則として毎週金曜日。ただし、当該金曜日が国内の営業日でない場合、または前営業日がニューヨークの証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日の場合は、特定日は前営業日がニューヨークの証券取引所もしくはニューヨークの銀行の休業日にあたらぬ営業日までさかのぼります。）の2営業日前に、自己に帰属する受益権につき委託会社に1,000口以上1,000口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金（解約）代金は、解約の特定日から起算して4営業日目から販売会社の本・支店および営業所等で支払われます。換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

(4) 信託契約の解約または信託約款の変更に対する反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、この場合の受益権の買取価額は、公正な価格（当該受益権の解約価額に準じて計算された価額）とします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、第5特定期間（第9期から第10期（平成19年11月21日から平成20年5月20日まで））および第6特定期間（第11期から第12期（平成20年5月21日から平成20年11月20日まで））について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヵ月未満であるため財務諸表は原則として6ヵ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、第5特定期間（第9期から第10期（平成19年11月21日から平成20年5月20日まで））および第6特定期間（第11期から第12期（平成20年5月21日から平成20年11月20日まで））の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-01

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5特定期間末 (第10期計算期間末) (平成20年5月20日現在)	第6特定期間末 (第12期計算期間末) (平成20年11月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	162,036,434	152,111,015
流動資産合計	162,036,434	152,111,015
資産合計	162,036,434	152,111,015
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,560,000	1,720,000
未払受託者報酬	12,151	11,666
未払委託者報酬	392,865	377,168
その他未払費用	155,748	157,496
流動負債合計	2,120,764	2,266,330
負債合計	2,120,764	2,266,330
純資産の部		
元本等		
元本	200,000,000	200,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	40,084,330	50,155,315
元本等合計	159,915,670	149,844,685
純資産合計	159,915,670	149,844,685
負債純資産合計	162,036,434	152,111,015

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第5特定期間 (第9期から第10期) (自平成19年11月21日 至平成20年5月20日)	第6特定期間 (第11期から第12期) (自平成20年5月21日 至平成20年11月20日)
営業収益		
有価証券売買等損益	6,127,378	5,583,822
営業収益合計	6,127,378	5,583,822
営業費用		
受託者報酬	24,937	23,769
委託者報酬	806,304	768,394
その他費用	315,000	315,000
営業費用合計	1,146,241	1,107,163
営業損失()	7,273,619	6,690,985
経常損失()	7,273,619	6,690,985
当期純損失()	7,273,619	6,690,985
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	-	-
期首剰余金又は期首欠損金()	29,550,711	40,084,330
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	3,260,000	3,380,000
期末剰余金又は期末欠損金()	40,084,330	50,155,315

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第5特定期間 (第9期から第10期) (自平成19年11月21日 至平成20年5月20日)	第6特定期間 (第11期から第12期) (自平成20年5月21日 至平成20年11月20日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	・親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第5特定期間末 (第10期計算期間末) (平成20年5月20日現在)	第6特定期間末 (第12期計算期間末) (平成20年11月20日現在)
1. 受益権の総数	20,000口	20,000口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第55条 の6第10号に規定する額	40,084,330円	50,155,315円
3. 1口当たり純資産額	7,996円	7,492円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5特定期間 (第9期から第10期) (自平成19年11月21日 至平成20年5月20日)	第6特定期間 (第11期から第12期) (自平成20年5月21日 至平成20年11月20日)																																																																		
1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 312,588円	1. 信託財産の運用の指図にかかる権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 296,831円																																																																		
2. 分配金の計算過程 第9期 (平成19年11月21日から平成20年2月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益 (1,702,988円)より、分配可能額は1,702,988 円(1口当たり85.14円)であり、うち1,700,000 円(1口当たり85円)を分配金額としておりま す。	2. 分配金の計算過程 第11期 (平成20年5月21日から平成20年8月20日まで) 計算期末における費用控除後の配当等収益 (1,666,142円)より、分配可能額は1,666,142 円(1口当たり83.30円)であり、うち1,660,000 円(1口当たり83円)を分配金額としておりま す。																																																																		
<table border="1"> <tbody> <tr><td>当ファンドの配当等収益額</td><td>A</td><td>0円</td></tr> <tr><td>親投資信託受益証券(メロン・ハイ インカム・プラス・マザーファン ド)配当等収益額</td><td>B</td><td>2,288,465円</td></tr> <tr><td>配当等収益合計額(A+B)</td><td>C</td><td>2,288,465円</td></tr> <tr><td>経費</td><td>D</td><td>585,477円</td></tr> <tr><td>差引配当等収益額(C-D)</td><td>E</td><td>1,702,988円</td></tr> <tr><td>当ファンドの当期末残存受益権口数</td><td>F</td><td>20,000口</td></tr> <tr><td>当ファンドの期中平均残存受益権口数</td><td>G</td><td>20,000口</td></tr> <tr><td>分配可能額(E×F/G)</td><td>H</td><td>1,702,988円</td></tr> <tr><td>1口当たり分配可能額(H/F)</td><td>I</td><td>85.14円</td></tr> <tr><td>1口当たり分配額</td><td>J</td><td>85円</td></tr> <tr><td>収益分配額(J×F)</td><td>K</td><td>1,700,000円</td></tr> </tbody> </table>	当ファンドの配当等収益額	A	0円	親投資信託受益証券(メロン・ハイ インカム・プラス・マザーファン ド)配当等収益額	B	2,288,465円	配当等収益合計額(A+B)	C	2,288,465円	経費	D	585,477円	差引配当等収益額(C-D)	E	1,702,988円	当ファンドの当期末残存受益権口数	F	20,000口	当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	20,000口	分配可能額(E×F/G)	H	1,702,988円	1口当たり分配可能額(H/F)	I	85.14円	1口当たり分配額	J	85円	収益分配額(J×F)	K	1,700,000円	<table border="1"> <tbody> <tr><td>当ファンドの配当等収益額</td><td>A</td><td>0円</td></tr> <tr><td>親投資信託受益証券(メロン・ハイ インカム・プラス・マザーファン ド)配当等収益額</td><td>B</td><td>2,226,975円</td></tr> <tr><td>配当等収益合計額(A+B)</td><td>C</td><td>2,226,975円</td></tr> <tr><td>経費</td><td>D</td><td>560,833円</td></tr> <tr><td>差引配当等収益額(C-D)</td><td>E</td><td>1,666,142円</td></tr> <tr><td>当ファンドの当期末残存受益権口数</td><td>F</td><td>20,000口</td></tr> <tr><td>当ファンドの期中平均残存受益権口数</td><td>G</td><td>20,000口</td></tr> <tr><td>分配可能額(E×F/G)</td><td>H</td><td>1,666,142円</td></tr> <tr><td>1口当たり分配可能額(H/F)</td><td>I</td><td>83.30円</td></tr> <tr><td>1口当たり分配額</td><td>J</td><td>83円</td></tr> <tr><td>収益分配額(J×F)</td><td>K</td><td>1,660,000円</td></tr> </tbody> </table>	当ファンドの配当等収益額	A	0円	親投資信託受益証券(メロン・ハイ インカム・プラス・マザーファン ド)配当等収益額	B	2,226,975円	配当等収益合計額(A+B)	C	2,226,975円	経費	D	560,833円	差引配当等収益額(C-D)	E	1,666,142円	当ファンドの当期末残存受益権口数	F	20,000口	当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	20,000口	分配可能額(E×F/G)	H	1,666,142円	1口当たり分配可能額(H/F)	I	83.30円	1口当たり分配額	J	83円	収益分配額(J×F)	K	1,660,000円
当ファンドの配当等収益額	A	0円																																																																	
親投資信託受益証券(メロン・ハイ インカム・プラス・マザーファン ド)配当等収益額	B	2,288,465円																																																																	
配当等収益合計額(A+B)	C	2,288,465円																																																																	
経費	D	585,477円																																																																	
差引配当等収益額(C-D)	E	1,702,988円																																																																	
当ファンドの当期末残存受益権口数	F	20,000口																																																																	
当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	20,000口																																																																	
分配可能額(E×F/G)	H	1,702,988円																																																																	
1口当たり分配可能額(H/F)	I	85.14円																																																																	
1口当たり分配額	J	85円																																																																	
収益分配額(J×F)	K	1,700,000円																																																																	
当ファンドの配当等収益額	A	0円																																																																	
親投資信託受益証券(メロン・ハイ インカム・プラス・マザーファン ド)配当等収益額	B	2,226,975円																																																																	
配当等収益合計額(A+B)	C	2,226,975円																																																																	
経費	D	560,833円																																																																	
差引配当等収益額(C-D)	E	1,666,142円																																																																	
当ファンドの当期末残存受益権口数	F	20,000口																																																																	
当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	20,000口																																																																	
分配可能額(E×F/G)	H	1,666,142円																																																																	
1口当たり分配可能額(H/F)	I	83.30円																																																																	
1口当たり分配額	J	83円																																																																	
収益分配額(J×F)	K	1,660,000円																																																																	

第10期

（平成20年2月21日から平成20年5月20日まで）
 計算期末における費用控除後の配当等収益（1,562,502円）より、分配可能額は1,562,502円（1口当たり78.12円）であり、うち1,560,000円（1口当たり78円）を分配金額としております。

当ファンドの配当等収益額	A	0円
親投資信託受益証券（メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド）配当等収益額	B	2,123,266円
配当等収益合計額（A+B）	C	2,123,266円
経費	D	560,764円
差引配当等収益額（C-D）	E	1,562,502円
当ファンドの当期末残存受益権口数	F	20,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	20,000口
分配可能額（E×F/G）	H	1,562,502円
1口当たり分配可能額（H/F）	I	78.12円
1口当たり分配額	J	78円
収益分配額（J×F）	K	1,560,000円

第12期

（平成20年8月21日から平成20年11月20日まで）
 計算期末における費用控除後の配当等収益（1,730,972円）より、分配可能額は1,730,972円（1口当たり86.54円）であり、うち1,720,000円（1口当たり86円）を分配金額としております。

当ファンドの配当等収益額	A	0円
親投資信託受益証券（メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド）配当等収益額	B	2,277,302円
配当等収益合計額（A+B）	C	2,277,302円
経費	D	546,330円
差引配当等収益額（C-D）	E	1,730,972円
当ファンドの当期末残存受益権口数	F	20,000口
当ファンドの期中平均残存受益権口数	G	20,000口
分配可能額（E×F/G）	H	1,730,972円
1口当たり分配可能額（H/F）	I	86.54円
1口当たり分配額	J	86円
収益分配額（J×F）	K	1,720,000円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第5特定期間 （第9期から第10期） （自平成19年11月21日 至平成20年5月20日）		
種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	162,036,434	2,692,862
合計	162,036,434	2,692,862

第6特定期間 （第11期から第12期） （自平成20年5月21日 至平成20年11月20日）		
種類	貸借対照表計上額（円）	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	152,111,015	6,560,405
合計	152,111,015	6,560,405

（デリバティブ取引に関する注記）

第5特定期間（第9期から第10期（自平成19年11月21日 至平成20年5月20日））

該当事項はありません。

第6特定期間（第11期から第12期（自平成20年5月21日 至平成20年11月20日））

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第5特定期間（第9期から第10期（自平成19年11月21日 至平成20年5月20日））

該当事項はありません。

第6特定期間（第11期から第12期（自平成20年5月21日 至平成20年11月20日））

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第5特定期間（第9期から第10期（自平成19年11月21日 至平成20年5月20日））

該当事項はありません。

第6特定期間（第11期から第12期（自平成20年5月21日至平成20年11月20日））

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の推移

項目	第5特定期間末 （第10期計算期間末） （平成20年5月20日現在）	第6特定期間末 （第12期計算期間末） （平成20年11月20日現在）
設定年月日	平成18年2月1日	平成18年2月1日
設定元本額	200,000,000円	200,000,000円
期首元本額	200,000,000円	200,000,000円
元本残存率	100.0%	100.0%

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表（平成20年11月20日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	メロン・ハイインカム・ プラス・マザーファンド	168,656,188	152,111,015	
合 計		168,656,188	152,111,015	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考情報）

当ファンドは、「メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、当ファンドの各特定期間末日における親投資信託の状況は次の通りです。

「メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド

（1）貸借対照表

対象年月日	（平成20年5月20日現在）	（平成20年11月20日現在）
区分	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	66,655,414	135,591,218
金銭信託	18,783	850,613
コール・ローン	3,000,000	159,000,000
国債証券	1,671,675,542	2,015,793,517
地方債証券	913,242,600	-
特殊債券	681,896,416	1,132,675,792
社債券	478,013,129	-
コマーシャル・ペーパー	363,240,358	244,300,955
派生商品評価勘定	112,594,155	1,831,774,766
未収入金	78,436,333	61,320,001
未収利息	33,357,448	32,231,478
前払費用	35,011,456	11,775,555
流動資産合計	4,437,141,634	5,625,313,895
資産合計	4,437,141,634	5,625,313,895
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	244,817,852	1,628,412,490
未払金	-	61,110,717
流動負債合計	244,817,852	1,689,523,207
負債合計	244,817,852	1,689,523,207
純資産の部		
元本等		
元本	4,483,483,590	4,364,069,290
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	291,159,808	428,278,602
元本等合計	4,192,323,782	3,935,790,688
純資産合計	4,192,323,782	3,935,790,688
負債純資産合計	4,437,141,634	5,625,313,895

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自平成19年11月21日 至平成20年5月20日）	（自平成20年5月21日 至平成20年11月20日）
----	-------------------------------	-------------------------------

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売り気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 ・ その他有価証券(コマーシャル・ペーパー) 個別法に基づき、取得価額で評価しております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 同左 ・ その他有価証券(コマーシャル・ペーパー) 同左
<p>2. デリバティブの評価基準及び評価方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 為替予約取引 個別法に基づき原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、わが国における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 ・ 外国市場デリバティブ取引 個別法に基づき、開示対象ファンドの特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの特定期間末日においてわが国における対顧客先物売買相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 ・ 外国市場デリバティブ取引 同左
<p>3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1)外貨建資産の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条に基づいております。</p> <p>(2)資産・負債の状況は開示対象ファンドの特定期間末日の平成20年5月20日現在であります。当親投資信託の計算期間は原則として毎年2月21日から翌年2月20日までとなっております。</p>	<p>(1)外貨建資産の処理基準 同左</p> <p>(2)資産・負債の状況は、平成20年11月20日現在であります。当親投資信託の計算期間は原則として毎年2月21日から翌年2月20日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記事項)

項目	(平成20年5月20日現在)	(平成20年11月20日現在)
1. 受益権の総数	4,483,483,590口	4,364,069,290口

2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第55条の6第10号に規定する額	291,159,808円	428,278,602円
3. 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.9351円 （9,351円）	0.9019円 （9,019円）

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（自 平成19年11月21日 至 平成20年 5月20日）	
	貸借対照表計上額	当期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	1,671,675,542円	25,870,517円
地方債証券	913,242,600円	8,146,677円
特殊債券	681,896,416円	6,746,731円
社債券	478,013,129円	1,250,362円
コマーシャル・ペーパー	363,240,358円	-
合計	4,108,068,045円	12,227,471円

「当期間」とは親投資信託の計算期間の開始日から、開示対象ファンドの特定期間末日までの期間（平成20年2月21日から平成20年5月20日まで）を指しております。

種類	（自 平成20年 5月21日 至 平成20年11月20日）	
	貸借対照表計上額	当期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	2,015,793,517円	50,539,351円
特殊債券	1,132,675,792円	36,593,885円
コマーシャル・ペーパー	244,300,955円	-
合計	3,392,770,264円	87,133,236円

「当期間」とは親投資信託の計算期間の開始日から、開示対象ファンドの特定期間末日までの期間（平成20年2月21日から平成20年11月20日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の状況に関する事項

（自 平成19年11月21日 至 平成20年 5月20日）	（自 平成20年 5月21日 至 平成20年11月20日）
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、金利先物取引および有価証券先物取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引につきましては、信託約款上の投資制限を遵守しております。	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的で利用しております。	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引にかかるリスクとしては、金利、為替などの市場価格が変動することによって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となったときに発生する取引先リスクがあります。	4. 取引に係るリスクの内容 同左

<p>5.取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、委託会社より当ファンドの運用の権限の委託を受けた投資顧問会社が行っております。また、委託会社のコンプライアンス・オフィサーによる定期的なモニタリングを通じ、法令等に関する違反発生を未然に防止し、厳正な遵法体制の確立・維持に努めております。</p>	<p>5.取引に係るリスク管理体制 同左</p>
<p>6.取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>6.取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

取引の時価等に関する事項

区分	種類	(平成20年5月20日現在)			
		契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	568,797,923	-	573,504,960	4,707,037
	カナダドル	221,574,763	-	225,055,679	3,480,916
	ユーロ	1,321,989,937	-	1,344,471,478	22,481,541
	英ポンド	1,551,463,373	-	1,551,037,248	426,125
	スイスフラン	670,572,552	-	668,916,160	1,656,392
	スウェーデンクローナ	636,448,952	-	645,493,199	9,044,247
	ノルウェークローネ	160,152,272	-	161,131,950	979,678
	オーストラリアドル	420,270,242	-	452,992,735	32,722,493
	ニュージーランドドル	471,349,004	-	469,902,802	1,446,202
	売建				
	米ドル	1,554,193,015	-	1,597,974,804	43,781,789
	カナダドル	929,777,517	-	971,341,994	41,564,477
	ユーロ	1,247,456,703	-	1,263,066,752	15,610,049
	英ポンド	1,374,184,544	-	1,374,158,339	26,205
	スイスフラン	1,396,082,723	-	1,378,587,278	17,495,445
	スウェーデンクローナ	195,543,777	-	203,789,187	8,245,410
	ノルウェークローネ	1,666,732,960	-	1,728,015,165	61,282,205
	オーストラリアドル	1,315,525,040	-	1,370,174,206	54,649,166
	ニュージーランドドル	706,821,355	-	701,320,799	5,500,556
	合計	-	-	-	132,223,697

(注) 時価の算定方法

- 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - 同特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - 同特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - 同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - 同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。
- 同特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

区分	種類	(平成20年11月20日現在)			
		契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超		

市場取引 以外の 取引	為替予約取引 買建				
	米ドル	894,793,732	-	859,003,313	35,790,419
	カナダドル	1,244,140,873	-	1,012,476,782	231,664,091
	ユーロ	2,033,637,570	-	1,642,861,433	390,776,137
	英ポンド	1,012,390,847	-	842,626,708	169,764,139
	スイスフラン	1,677,613,052	-	1,481,118,505	196,494,547
	ノルウェークローネ	809,308,504	-	679,473,732	129,834,772
	スウェーデンクロー ナ	1,441,717,545	-	1,151,123,622	290,593,923
	デンマーククローネ	113,801,000	-	109,717,159	4,083,841
	オーストラリアドル	452,875,902	-	378,130,952	74,744,950
	ニュージーランドド ル	403,077,884	-	317,311,817	85,766,067
	売建				
	米ドル	1,420,707,454	-	1,279,999,405	140,708,049
	カナダドル	943,103,128	-	751,277,369	191,825,759
	ユーロ	2,522,563,105	-	2,246,053,301	276,509,804
	英ポンド	1,937,598,017	-	1,747,181,178	190,416,839
	スイスフラン	1,755,955,053	-	1,532,563,227	223,391,826
	ノルウェークローネ	1,430,170,751	-	1,188,090,965	242,079,786
	スウェーデンクロー ナ	762,452,881	-	605,776,451	156,676,430
	デンマーククローネ	909,529,490	-	845,080,134	64,449,356
	オーストラリアドル	1,516,419,145	-	1,312,464,584	203,954,561
	ニュージーランドド ル	1,053,568,494	-	930,705,742	122,862,752
	合計	-	-	-	203,362,276

(注) 時価の算定方法

1. 本書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客相場の仲値を用いております。

2. 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成19年11月21日 至 平成20年 5月20日)

該当事項はありません。

(自 平成20年 5月21日 至 平成20年11月20日)

該当事項はありません。

(重要な後発事項に関する注記)

(自 平成19年11月21日 至 平成20年 5月20日)

該当事項はありません。

(自 平成20年 5月21日 至 平成20年11月20日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

本書における開示対象ファンドの特定期間末日における元本額の変動

項目	(平成20年5月20日現在)	(平成20年11月20日現在)
期首元本額	4,648,467,881円	4,483,483,590円

期中追加設定元本額	-	-
期中一部解約元本額	164,984,291円	119,414,300円
期末元本額	4,483,483,590円	4,364,069,290円
期末における元本の内訳（注）		
日興メロン・ハイインカム・プラス2005-11	258,349,214円	251,486,980円
日興メロン・ハイインカム・プラス2006-01	173,282,467円	168,656,188円
日興メロン・ハイインカム・プラス2006-02	435,896,178円	424,282,410円
日興メロン・ハイインカム・プラス2005-07 （適格機関投資家転売制限付）	1,651,654,922円	1,607,575,662円
日興メロン・ハイインカム・プラス2005-08 （適格機関投資家転売制限付）	1,185,413,794円	1,153,971,345円
日興メロン・ハイインカム・プラス2005-09 （適格機関投資家転売制限付）	778,887,015円	758,096,705円

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表（平成20年11月20日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

次表のとおりです。

種類	通貨	銘柄名	券面総額	評価金額	備考
国債証券	英ポンド	4.75% UKT 09/07/15	1,160,000.00	1,225,246.52	
		5% TREASURY	950,000.00	979,492.75	
		5% TREASURY 09/07/14	1,200,000.00	1,297,327.20	
		5.0% UKT 03/07/18	642,000.00	689,123.44	
		8.0% UKT	740,000.00	1,004,761.64	
	計	銘柄数：5 組入時価比率：19.0%	4,692,000.00	5,195,951.55 (746,710,197) 22.0%	
	ノルウェー クローネ	4.5% NORWEGIAN GOV 05/19	8,000,000.00	8,060,112.00	
		5.5% NGB 0509	20,870,000.00	20,935,844.85	
		6% NGB 05/16/11	6,920,000.00	7,298,925.36	
		6.5% NGB 5/15/13	6,590,000.00	7,313,878.55	
	計	銘柄数：4 組入時価比率：15.0%	42,380,000.00	43,608,760.76 (591,770,883) 17.4%	
	デンマーク クローネ	4% DENMARK-BULLETT 11/15	15,000,000.00	15,213,330.00	
		4% DENMARK-BULLETT 11/17	13,000,000.00	13,092,560.00	
		5% DENMARK-BULLETT 11/13	8,950,000.00	9,510,046.25	
6% DENMARK-BULLETT 11/11		4,000,000.00	4,305,484.00		
計	銘柄数：4 組入時価比率：17.2%	40,950,000.00	42,121,420.25 (677,312,437) 20.0%		
小計			2,015,793,517 (2,015,793,517)		

特殊債券	オーストラリアドル	5.5% NSWTC-INTL REGD	3,200,000.00	3,263,846.40	
		6% QUEENSLAND TREA 09/17	1,800,000.00	1,870,068.60	
		6% QUEENSLAND TREA 10/15	2,600,000.00	2,717,000.00	
	計	銘柄数：3 組入時価比率：12.2%	7,600,000.00	7,850,915.00 (481,418,107) 14.2%	
	ニュージーランドドル	5.82% IBRD 05/09	1,300,000.00	1,301,513.20	
		6% EIB 07/15/09	1,200,000.00	1,200,513.60	
6% KFW 07/15/09		2,165,000.00	2,170,704.77		
6.125% INTERAMER 07/11		550,000.00	560,332.85		
6.25% IADB 06/16		2,127,000.00	2,182,342.41		
6.5% EUROF 10/10		400,000.00	409,072.40		
6.5% EUROPEAN INVT 09/14		2,000,000.00	2,054,106.00		
6.5% KFW 11/15/11		1,000,000.00	1,028,990.00		
6.625% RENTENBANK 05/10		1,300,000.00	1,323,392.20		
7% CAISSE AMORT 01/30/09	300,000.00	300,448.50			
計	銘柄数：10 組入時価比率：16.5%	12,342,000.00	12,531,415.93 (651,257,685) 19.2%		
小計			1,132,675,792 (1,132,675,792)		
コマーシャル・ペーパー	オーストラリアドル	NEW SOUTH WALES TREA	1,000,000.00	995,924.89	
		QWEENSLAND TSY CORP	1,000,000.00	996,429.23	
		TREAS CORP OF VICTOR	1,000,000.00	996,587.03	
		WESTERN AUSTRALIA TS	1,000,000.00	995,092.69	
計	銘柄数：4 組入時価比率：6.2%	4,000,000.00	3,984,033.84 (244,300,955) 7.2%		
小計			244,300,955 (244,300,955)		
	合計		3,392,770,264 (3,392,770,264)		

(注) 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券にかかわるもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
英ポンド	国債証券5銘柄	19.0%	22.0%
ノルウェークローネ	国債証券4銘柄	15.0%	17.4%
デンマーククロネ	国債証券4銘柄	17.2%	20.0%
オーストラリアドル	特殊債券3銘柄	18.4%	21.4%
	コマーシャル・ペーパー4銘柄		
ニュージーランドドル	特殊債券10銘柄	16.5%	19.2%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日興メロン・ハイインカム・プラス 2006-01

（平成20年12月30日現在）

資産総額	150,060,671円
負債総額	234,979円
純資産総額（ - ）	149,825,692円
発行済数量	20,000口
1単位当たり純資産額（ / ）	7,491円

（参考）メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド

（平成20年12月30日現在）

資産総額	4,318,550,533円
負債総額	582,539,164円
純資産総額（ - ）	3,736,011,369円
発行済数量	4,136,200,074口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9032円

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期（平成18年 2月 1日～平成18年 2月20日）	20,000	-	20,000
第2期（平成18年 2月21日～平成18年 5月22日）	-	-	20,000
第3期（平成18年 5月23日～平成18年 8月21日）	-	-	20,000
第4期（平成18年 8月22日～平成18年11月20日）	-	-	20,000
第5期（平成18年11月21日～平成19年 2月20日）	-	-	20,000
第6期（平成19年 2月21日～平成19年 5月21日）	-	-	20,000
第7期（平成19年 5月22日～平成19年 8月20日）	-	-	20,000
第8期（平成19年 8月21日～平成19年11月20日）	-	-	20,000
第9期（平成19年11月21日～平成20年 2月20日）	-	-	20,000
第10期（平成20年 2月21日～平成20年 5月20日）	-	-	20,000
第11期（平成20年 5月21日～平成20年 8月20日）	-	-	20,000
第12期（平成20年 8月21日～平成20年11月20日）	-	-	20,000

（注1）第1期の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

（注2）上記数字は全て本邦内における設定および解約の実績です。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成21年1月末現在）

資本金 7億9,500万円

発行可能株式総数 20,000株

発行済株式総数 15,900株

最近5年間における主な資本金の額の増減

平成15年10月17日（1億7,500万円増資） 資本金7億9,500万円

(2) 委託会社の機構（平成21年1月末現在）

取締役会

3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の過半数を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数の賛成をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、その他の取締役の残任期間と同一とします。

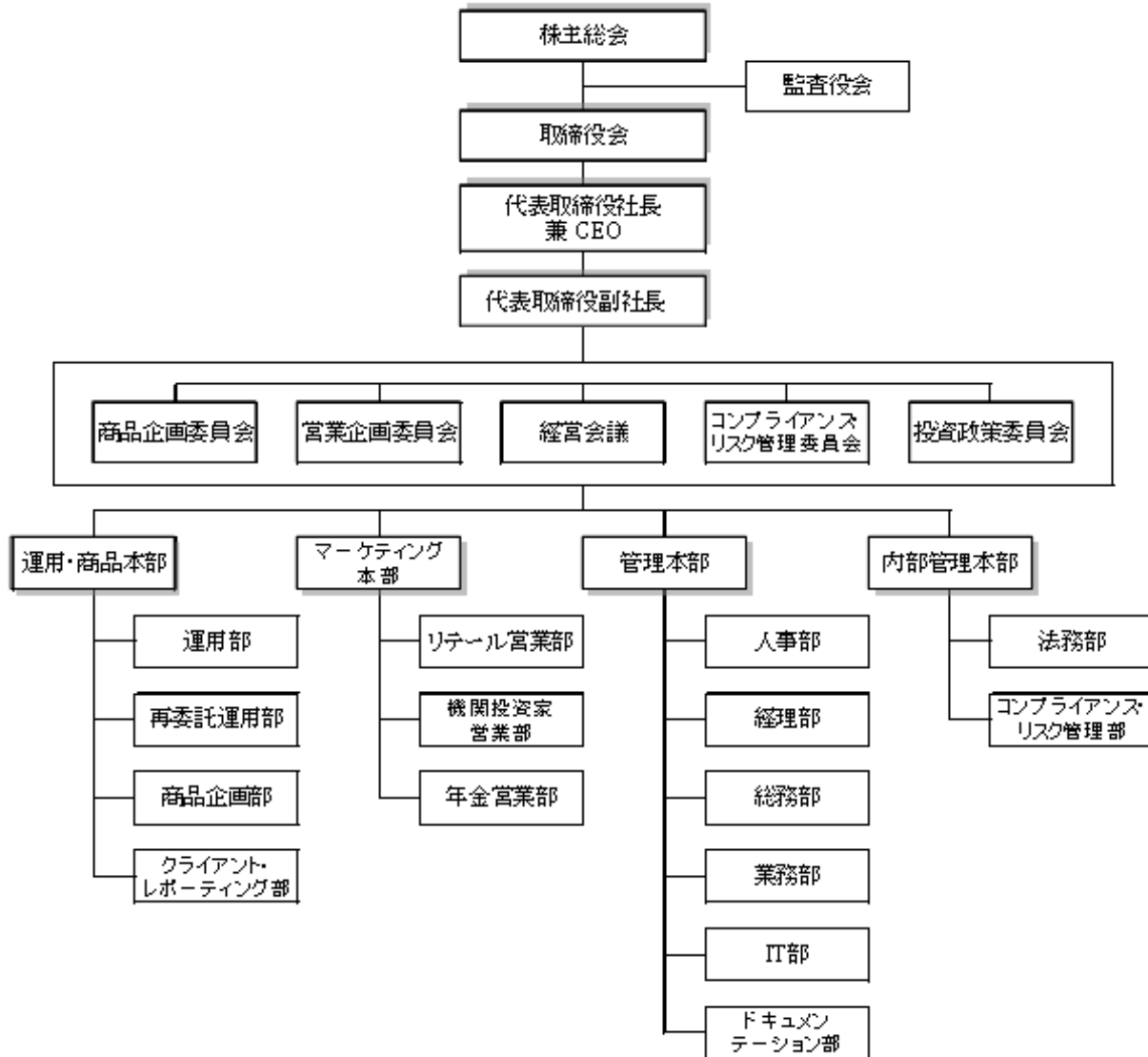
取締役会はその決議により、取締役中より代表取締役を選定し、取締役の中から役付取締役を選定することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役にさしつかえがあるときは、招集については管理担当取締役が、議長には、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれにあたります。取締役会の招集通知は会日の一週間前までに発送します。また、取締役および監査役的全員の同意があるときは、特定の取締役会についてこの招集通知を省略し、またはこの招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項、その他当会社の重要な業務の執行について決定します。

取締役会の議決は、取締役の過半数が出席し、その全員一致をもってこれを行います。

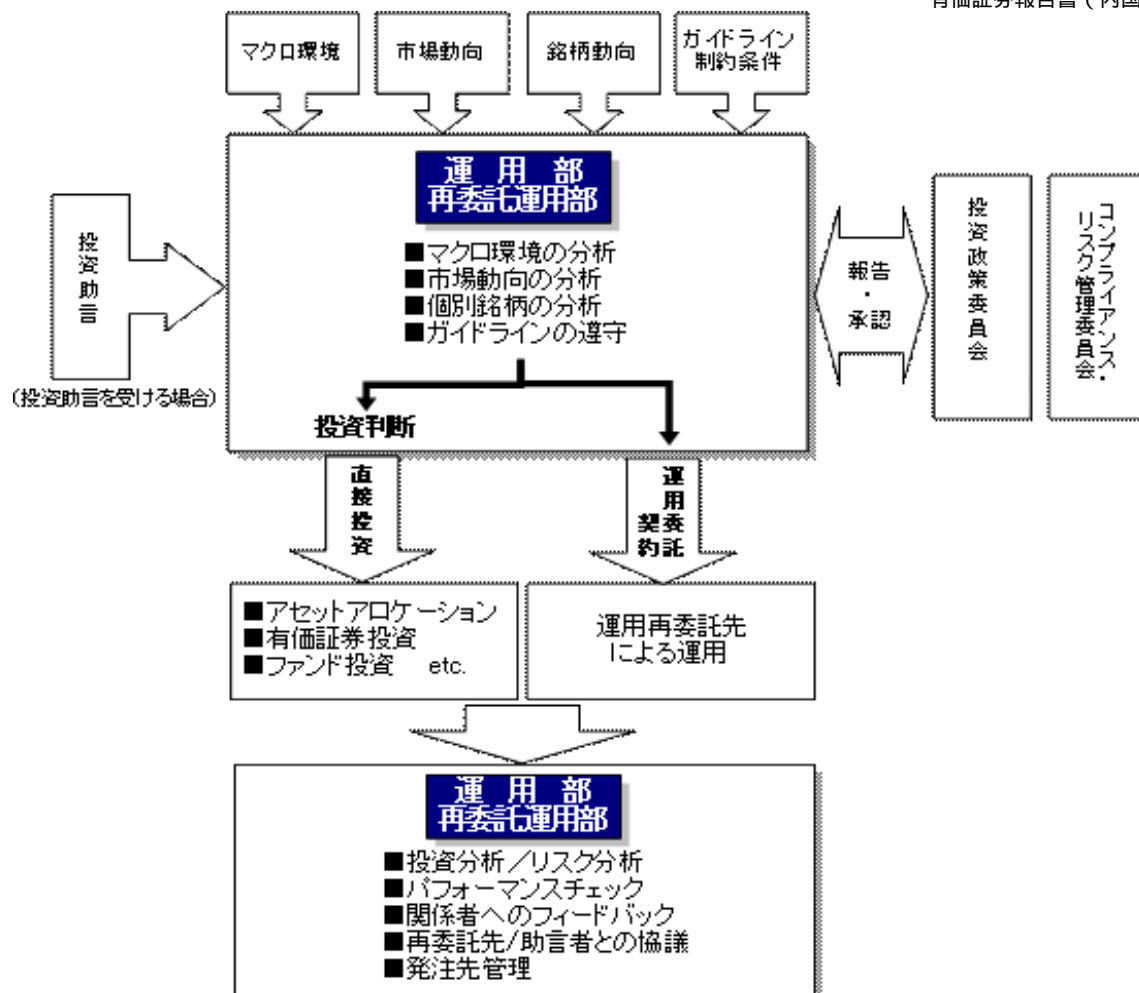
業務運営の組織



取締役会は、委託会社の業務執行に関する重要事項を決定します。代表取締役は、委託会社を代表し、全般の業務執行について統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、監査役は、会計監査および業務監査を行います。

（注）上記は平成21年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

運用体制



- ・原則として毎月2回開催される投資政策委員会において、ファンドの運用ならびにファンドの運用の指図権限を委託している投資顧問会社の運用が、ファンドの投資基本方針、投資対象、投資制限および運用委託契約に沿う形で行われているか、遵守状況の確認等を行います。
- ・B N Yメロン・グループ（「ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション」の傘下にある運用会社等のグループ企業）のリサーチ力・運用ノウハウを活用します。

（注）上記の運用体制は平成21年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務及び第二種金融商品取引業を行っています。平成20年12月末現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計は次のとおりです。（ただし、親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産額合計 (百万円)
公募証券投資信託	12	54,741
追加型株式投資信託	7	52,980
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	2	1,011
単位型公社債投資信託	3	750
私募証券投資信託	24	195,348
合計	36	250,089

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、第10期事業年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）により作成しており、第11期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、第10期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）は証券取引法第193条の2の規定に基づき、第11期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

科目	期別	第10期 (平成19年3月31日現在)			第11期 (平成20年3月31日現在)		
		金額		構成比	金額		構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)							
流動資産							
1 現金			100			100	
2 預金			4,132,821			5,013,521	
3 前払費用			27,114			28,912	
4 未収委託者報酬			247,284			311,381	
5 未収投資顧問料			2,513,112			-	
6 未収運用受託報酬			-			1,358,558	
7 未収収益			62,826			73,406	
8 未収消費税等			30,873			-	
9 未収入金			58,407			10,200	
10 仮払金			-			6,897	
11 繰延税金資産			242,865			85,147	
流動資産計			7,315,404	95.5		6,888,124	91.0
固定資産							
1 有形固定資産			153,915	2.0		163,503	2.2
(1) 建物	*1	97,459			91,810		
(2) 器具備品	*1	56,456			71,692		
2 無形固定資産			2,870	0.0		23,893	0.3
(1) 電話加入権		228			228		
(2) ソフトウェア	*1	2,642			18,664		
(3) 建設仮勘定		-			5,000		
3 投資その他の資産			187,875	2.5		493,081	6.5
(1) 長期差入保証金		140,088			139,858		
(2) 預託金		26,200			25,200		
(3) 投資有価証券		-			292,661		
(4) 繰延税金資産		21,587			35,362		
固定資産計			344,661	4.5		680,478	9.0
資産合計			7,660,066	100.0		7,568,603	100.0

科目	期別	第10期 (平成19年3月31日現在)			第11期 (平成20年3月31日現在)		
		金額		構成比	金額		構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
(負債の部)							
I 流動負債							
1 預り金			-			8,928	
2 未払金			67,475			49,437	
3 未払費用			1,714,480			1,221,420	
4 前受金			54			-	
5 未払法人税等			1,971,000			346,429	
6 仮受金			11,640			23,104	
7 未払消費税等			-			54,257	
8 賞与引当金			218,180			134,742	
流動負債計			3,982,831	52.0		1,838,321	24.2
固定負債							
1 退職給付引当金			25,566			46,237	
2 役員退職慰労引当金			27,486			33,329	
固定負債計			53,052	0.7		79,566	1.0
負債合計			4,035,884	52.7		1,917,888	25.3

科目	期別	第10期 (平成19年3月31日現在)			第11期 (平成20年3月31日現在)		
		金額		構成比	金額		構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金			795,000	10.4		795,000	10.5
2 資本剰余金							
資本準備金		695,000			695,000		
資本剰余金合計			695,000	9.1		695,000	9.2
3 利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		2,134,182			4,165,067		
利益剰余金合計			2,134,182	27.9		4,165,067	55.0
株主資本合計			3,624,182	47.3		5,655,067	74.7
評価・換算差額等							
その他の有価証券						4,352	
評価差額金			-				
評価・換算差額等合計			-			4,352	
純資産合計			3,624,182			5,650,714	74.7
負債・純資産合計			7,660,066	100.0		7,568,603	100.0

(2) 【損益計算書】

科目	期別	第10期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第11期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
		金額		百分比	金額		百分比
		千円	千円	%	千円	千円	%
I 営業収益							
1 委託者報酬			2,303,556			3,762,061	
2 投資顧問料			12,183,562			-	
3 運用受託報酬			-			8,713,702	
4 その他営業収益			376,057			339,083	
営業収益計			14,863,176	100.0		12,814,847	100.0
営業費用							
1 支払手数料			467,053			621,120	
2 広告宣伝費			41,859			47,394	
3 公告費			2,716			112	
4 調査費			8,265,804			6,750,872	
5 委託計算費			59,012			60,594	
6 営業雑経費			42,349			67,019	
(1) 通信費		9,073			12,533		
(2) 印刷費		22,618			22,662		
(3) 協会費		3,183			9,894		
(4) その他		7,474			21,928		
営業費用計			8,878,795	59.7		7,547,113	58.9
一般管理費							
1 給料			771,042			685,553	
(1) 役員報酬	*1	3,631			66,617		
(2) 給与・手当		327,063			618,935		
(3) 賞与		440,348			-		
2 交際費			7,682			27,154	

3 旅費交通費	40,222		62,325	
4 租税公課	3,433		26,017	
5 不動産賃借料	79,921		135,925	
6 減価償却費	32,165		42,528	
7 賞与引当金繰入額	218,180		548,262	
8 退職給付費用	16,149		35,677	
9 役員退職慰勞引当金繰入額	6,072		5,943	
10 退職金	425		-	
11 諸経費	217,134		211,058	
一般管理費計	1,392,430	9.4	1,780,445	13.9
営業利益	4,591,950	30.9	3,487,287	27.2
営業外収益				
1 受取利息	0	-	3,675	-
2 その他	1,243		1,102	
営業外収益計	1,243	0.0	4,777	0.0
営業外費用				
1 為替差損	532		4,171	
2 その他	-		14	
営業外費用計	532	0.0	4,185	0.0
経常利益	4,592,661	30.9	3,487,881	27.2
特別損失				
固定資産除却損	31,547		102	
税引前当期純利益	4,561,114	30.7	3,487,778	27.2
法人税、住民税及び事業税	1,943,879		1,309,965	
法人税等調整額	264,452		146,928	
当期純利益	2,881,686	19.4	2,030,884	15.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

平成18年4月 1日から平成19年3月31日まで

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高	795,000	695,000	747,503	742,496	742,496
当期中の変動額					
当期純利益			2,881,686	2,881,686	2,881,686
当期中の変動額合計			2,881,686	2,881,686	2,881,686
平成19年3月31日残高	795,000	695,000	2,134,182	3,624,182	3,624,182

平成19年4月 1日から平成20年3月31日まで

(単位:千円)

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高	795,000	695,000	2,134,182	3,624,182		3,624,182
当期中の変動額						
当期純利益			2,030,884	2,030,884		2,030,884
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					4,352	4,352
当期中の変動額合計			2,030,884	2,030,884	4,352	2,026,532
平成20年3月31日残高	795,000	695,000	4,165,067	5,655,067	4,352	5,650,714

重要な会計方針

期別	第10期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第11期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
項目		
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		(1)有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)

2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 10年～18年 器具備品 3年～20年</p> <p>(2)無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>	<p>(1)有形固定資産 平成19年3月31日以前に取得したものの旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 5年～22年 器具備品 3年～20年</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。</p> <p>（追加情報） なお、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2)無形固定資産 同 左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 将来の役員退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1)賞与引当金 同 左</p> <p>(2)退職給付引当金 同 左</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 同 左</p>
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
5. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等 同 左

会計方針の変更

第10期 (自平成18年4月 1日 至平成19年3月31日)	第11期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)
<p>1. (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は3,624,182千円であります。</p> <p>2. (消費税等の会計処理) 消費税等の会計処理は、税込処理を行っていましたが、当事業年度から処理方法を税抜処理に変更いたしました。 この変更により、従来と同一の基準によった場合と比べ、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ23,203千円減少いたしました。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>

表示方法の変更

第10期 (自平成18年4月 1日 至平成19年3月31日)	第11期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)
<p>—————</p>	<p>平成19年12月19日に「投資運用業等統一経理基準」(旧「投資顧問業統一経理基準の制定について」)が改正されたことに伴い、以下の表示方法の変更を行っております。</p> <p>(貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の未収は、当事業年度においては「未収運用受託報酬」として表示しております。</p> <p>(損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりました投資一任契約の報酬額は、当事業年度においては「運用受託報酬」として表示しております。</p> <p>なお、当該変更は当該改正が当下半期に行われたため、当下半期に行っており、当事業年度にかかる中間会計期間は従来の方によっております。これによる当中間財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第10期 (平成19年3月31日現在)	第11期 (平成20年3月31日現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建 物 2,863千円 器具備品 34,770千円 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 ソフトウエア 5,243千円	*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建 物 18,866千円 器具備品 55,522千円 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 ソフトウエア 9,171千円

(損益計算書関係)

第10期 (自平成18年4月 1日 至平成19年3月31日)	第11期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)
*1 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。 取締役 年額 300,000千円 監査役 年額 20,000千円	*1 同 左

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

会社が発行する株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	20,000	-	-	20,000

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	15,900	-	-	15,900

(リース取引関係)

第10期 (自平成18年4月 1日 至平成19年3月31日)	第11期 (自平成19年4月 1日 至平成20年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	器具備品 (千円)	合計 (千円)		器具備品 (千円)	合計 (千円)
取得価額 相当額	18,180	18,180	取得価額 相当額	24,924	24,924
減価償却 累計額 相当額	3,717	3,717	減価償却 累計額 相当額	5,498	5,498
期末残高 相当額	14,463	14,463	期末残高 相当額	19,425	19,425
(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高 が有形固定資産の期末残高等に占める割合が 低いため、支払利子込み法により算定して おります。			同 左		
(2)未経過リース料の期末残高相当額			(2)未経過リース料の期末残高相当額		
1年以内	3,636千円		1年以内	4,985千円	
1年超	10,827千円		1年超	14,440千円	
合計	14,463千円		合計	19,425千円	
(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産等に占める 割合が低いため、支払利子込み法により算定 しております。			同 左		
(3)支払リース料及び減価償却費相当額			(3)支払リース料及び減価償却費相当額		
1. 支払リース料	2,041千円		1. 支払リース料	3,939千円	
2. 減価償却費相当額	2,041千円		2. 減価償却費相当額	3,939千円	
(4) 減価償却費相当額の算定法			(4) 減価償却費相当額の算定法		
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と する定額法によっております。			同 左		

(有価証券関係)

前事業年度（平成19年3月31日現在）

その他有価証券で時価のあるものは、ありません。

当事業年度（平成20年3月31日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分	取得原価	貸借対照表計上額	差額
証券投資信託受益証券	300,000	292,661	7,339
計	300,000	292,661	7,339

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

第10期
(平成19年3月31日現在)

第11期
(平成20年3月31日現在)

繰延税金資産

役員退職慰労引当金否認額	11,184	13,561
退職給付引当金否認額	10,402	18,813
賞与引当金損金算入限度超過額	88,777	54,826
未払費用否認額	6,640	3,290
未払事業税	147,446	27,030
投資有価証券	-	2,986
繰延税金資産計	264,452	120,509
評価性引当額	-	-
繰延税金資産の純額	264,452	120,509

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第10期 (平成19年3月31日現在)	第11期 (平成20年3月31日現在)
法定実効税率	40.7 %	40.7 %
(調整)		
評価性引当額	4.0	0.0
住民税均等割	0.0	0.0
役員賞与	-	0.7
交際費否認	0.1	0.3
その他	0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.8	41.7

(退職給付関係)

第10期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第11期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
(1)採用している退職給付制度の概要 当社の従業員は、退職一時金制度と平成18年12月1日より新たに設けました企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度に加入しております。当該従業員に係る退職給付費用を当社は負担しており、当該負担額を費用処理しております。	(1)採用している退職給付制度の概要 同左
(2)退職給付債務およびその内訳 退職給付債務 25,666千円 年金資産 - 千円 退職給付引当金 25,666千円	(2)退職給付債務およびその内訳 退職給付債務 46,237千円 年金資産 - 千円 退職給付引当金 46,237千円
(3)退職給付費用の内訳 勤務費用 16,149千円	(3)退職給付費用の内訳 勤務費用 21,529千円 確定拠出年金制度に基づく要拠出額 14,148千円
(4)退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は従業員が300人未満のため、在籍者の期末支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。	(4)退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左

(持分法損益等)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第10期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万)*	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション	ケイマン諸島	\$ 0.002	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	投資顧問料の収入	10,010,033	未収投資顧問料	1,921,912
親会社の子会社	ニュートン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン	35.5	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	業務委託の収入 投資顧問料の支払	17,636 1,535	未収収益 未払費用	3,653 1,535
親会社の子会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション	米国サンフランシスコ	\$ 0.5	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	業務委託の収入 投資顧問料の支払	84,770 6,191,100	未収収益 未払費用	16,855 1,083,417
親会社の子会社	メロン・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国ロンドン	26.3	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	業務委託の収入 投資顧問料の収入	192,620 2,058,408	未収収益 未収投資顧問料	25,529 566,089
親会社の子会社	メロン・グローバル・オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッド	英国ロンドン	3.75	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	業務委託の収入	80,592	未収収益	16,787
親会社の子会社	ザ・ボストン・カンパニー・アセット・マネジメント・エルエルシー	米国ボストン	\$ 93.6	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	投資顧問料の支払	166,878	未払費用	45,832
親会社の子会社	EACM・アドバイザーズ・エルエルシー	米国コネチカット	\$ 1.0	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	投資顧問料の支払	559,080	未払費用	161,866
親会社の子会社	ハモン・インベストメント・グループ	香港	HKD 39.0	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	投資顧問料の支払	20,823	未払費用	9,957

親会社の子会社	フランクリン・ポートフォリオ・ホールディングス・エルエルシー	米国ボストン	\$0.468	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	投資顧問料の支払	14,661	-	-
---------	--------------------------------	--------	---------	--------	----	----	--------	----------	--------	---	---

* 第10期より、国別の通貨で表示しております。

第11期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(百万)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション	ケイマン諸島	\$0.00	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	投資一任契約に係る取引の収入(注1)	6,307,870	未収運用受託報酬	865,276
親会社の子会社	メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション	米国サンフランシスコ	\$297.68	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	投資一任契約に係る取引の支払(注1)	4,494,974	未払費用	748,829
親会社の子会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド(旧会社名メロン・グローバル・インベストメンツ・リミテッド)	英国ロンドン	\$121.43	資産運用業務	なし	なし	サービス提供	投資一任契約に係る取引の収入(注1)	2,053,779	未収運用受託報酬	420,514

(注1) 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(1株当たり情報)

第10期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)		第11期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	227,936円01銭	1株当たり純資産額	355,390円86銭
1株当たり当期純利益	181,238円14銭	1株当たり当期純利益	127,728円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため、記述しておりません。	

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	第10期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第11期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
当期純利益(千円)	2,881,686	2,030,884
普通株式に係る当期純利益(千円)	2,881,686	2,030,884
期中平均株式数	15,900	15,900

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(中間財務諸表)

1. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
また、中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第12期中間会計期間末
(平成20年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		5,193,547
未収委託者報酬		248,022
未収運用受託報酬		1,750,185
未収収益		56,977
未収入金		10,410
前払費用		35,218
仮払金		15,989
繰延税金資産		186,767
流動資産計		7,497,119
固定資産		
有形固定資産		
建物	*1	84,847
器具備品	*1	62,919
有形固定資産計		147,766
無形固定資産		
ソフトウェア	*2	20,706
電話加入権		228
無形固定資産計		20,935
投資その他の資産		
長期差入保証金		139,743
預託金		200
投資有価証券		287,672
繰延税金資産		41,937
投資その他の資産計		469,553
固定資産計		638,255
資産合計		8,135,374
負債の部		
流動負債		
未払金		18,502
未払費用		1,011,460
預り金		5,983
仮受金		17,311
未払法人税等		474,800
未払消費税等	*3	24,149
賞与引当金		369,751
流動負債計		1,921,958
固定負債		
役員退職慰労引当金		19,721
退職給付引当金		71,017
固定負債計		90,738
負債合計		2,012,697
純資産の部		
株主資本		
資本金		795,000
資本剰余金		
資本準備金		695,000
資本剰余金計		695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		4,639,988
利益剰余金計		4,639,988
株主資本計		6,129,988
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		7,311

評価・換算差額等計	7,311
純資産合計	6,122,677
負債・純資産合計	8,135,374

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第12期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
営業収益		
委託者報酬		1,965,007
運用受託報酬		2,199,166
その他営業収益		141,839
営業収益計		4,306,014
営業費用		2,517,820
営業費用計		2,517,820
一般管理費	*1	957,339
営業利益		830,854
営業外収益		4,224
経常利益		835,078
特別損失		
固定資産除却損		294
税引前中間純利益		834,784
法人税、住民税及び事業税		466,028
法人税等調整額		106,165
中間純利益		474,921

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第12期中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高		795,000
当中間期末残高		795,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高		695,000
当中間期末残高		695,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高		4,165,067
当中間期変動額		
中間純利益		474,921
当中間期変動額合計		474,921
当中間期末残高		4,639,988
株主資本合計		
前期末残高		5,655,067
当中間期変動額		
中間純利益		474,921
当中間期変動額合計		474,921
当中間期末残高		6,129,988

評価・換算差額等	
前期末残高	4,352
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額	2,959
当中間期変動額合計	2,959
当中間期末残高	7,311
純資産合計	
前期末残高	5,650,714
当中間期変動額	
中間純利益	474,921
株主資本以外の項目の当期変動額	2,959
当中間期変動額合計	471,962
当中間期末残高	6,122,677

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

期 別	第12期中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 平成19年3月31日以前に取得したものの 旧定率法によっております。 平成19年4月1日以降に取得したものの 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りです。 建物 5年～22年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 将来の役員退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間会計期間未要支給額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産に重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

期 別	第12期中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)
項 目	
リース取引に関する会計基準	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当中間会計期間より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>また、これによる影響は軽微であります。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第12期中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
*1. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建 物	26,560千円
器具備品	66,541千円
*2. 無形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
ソフトウェア	12,183千円
*3. 消費税等の扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第12期中間会計期間 (自平成20年4月 1日 至平成20年9月30日)	
*1. 減価償却実施額は以下のとおりであります。	
有形固定資産	18,855千円
無形固定資産	3,011千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第12期中間会計期間

（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式 普通株式	15,900	-	-	15,900

（リース取引関係）

第12期中間会計期間
（自平成20年4月 1日
至平成20年9月30日）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	中間期末残高 相当額
器具備品	24,924千円	7,991千円	16,933千円
合計	24,924千円	7,991千円	16,933千円

なお、取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料の中間期末残高相当額

1年以内	5,234千円
1年超	12,545千円
合計	17,779千円

なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	2,942千円
減価償却費相当額	2,942千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(有価証券関係)

第12期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

区分	取得原価	中間貸借対照表計上額	差額
証券投資信託受益証券	300,000	287,672	12,327
計	300,000	287,672	12,327

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第12期中間会計期間
（自平成20年4月 1日
至平成20年9月30日）

1株当たり純資産額	385,074円02銭
1株当たり中間純利益額	29,869円27銭

(注)

1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第12期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
中間純利益	474,921千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る中間純利益	474,921千円
期中平均株式数	15,900 株

(重要な後発事項)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：みずほ信託銀行株式会社

資本金の額：247,231百万円（平成20年9月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成20年9月末現在）

資本構成：株式会社みずほフィナンシャルグループ54%、第一生命保険相互会社23%、朝日生命保険相互会社10%、明治安田生命保険相互会社9%、富国生命保険相互会社4%

業務の内容：銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名称：日興コーディアル証券株式会社

資本金の額：100,000百万円（平成20年9月末現在）

事業の内容：「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

名称：メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション

資本金の額：2,369百万米ドル（平成19年12月末現在）

事業の内容：有価証券等にかかる投資運用業務を営んでおります。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行っています。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。
- (2) 販売会社：当ファンドの募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払等に関する事務等を行います。
- (3) 投資顧問会社：委託会社からの委託を受け、「メロン・ハイインカム・プラス・マザーファンド」の運用の指図を行います。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社：該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間における、当ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる提出書類は、以下の通りです。

提出年月日	書類名
平成20年 5月26日	臨時報告書
平成20年 8月20日	有価証券報告書
平成20年 8月28日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年1月20日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日興メロン・ハイインカム・プラス2006-01」の平成20年5月21日から平成20年11月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日興メロン・ハイインカム・プラス2006-01」の平成20年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月2日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（旧会社名 メロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（旧会社名 メロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社）の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月24日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年7月31日

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日興メロン・ハイインカム・プラス2006-01」の平成19年11月21日から平成20年5月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日興メロン・ハイインカム・プラス2006-01」の平成20年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 前特定期間の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月20日

メロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 安藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。